

## 博士學位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	李 弼 元 (大韓民国)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第40号
学位授与の日付	平成19年9月19日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	『阿羅漢の研究』
論文審査委員	主査 並川 孝儀 (佛教大学教授) 副査 田中 典彦 (佛教大学教授) 副査 山極 伸之 (佛教大学教授)

### 1. 論文の概要

本論は、仏教のめざした理想的な人間像として説かれる阿羅漢 (arahant) を通して初期仏教を考察した論考である。初期經典を中心にまず阿羅漢の概念を探り、続いて「阿羅漢の概念の分化」を論じることから始め、阿羅漢をめぐる議論された「在家阿羅漢論」、「阿羅漢の退失論」を取り上げ、また阿羅漢を考える上で必要な「四果説」、「煩惱論と修行論」などの問題を検討する。

序論では、まず初期經典の成立段階を韻文資料を最古層文献と古層文献とに分け、それ以後の散文資料の經典の三層に分類し、それを前提として阿羅漢の成立と展開を論述することが述べられる。

第I章「初期經典における阿羅漢の展開」では、大きく二つの観点から考察される。まず阿羅漢の用例を眺め、この用語は最古層の文献には見られず、古層の文献になって「ブツダ」や「善逝」などとともに理想的な修行者を指す用語として用いられる点、そして阿羅漢は生きていく間に成就する境地として説かれている点を指摘する。

阿羅漢を示す表現の中で、阿羅漢の分化と直接関係を持つと考える「心解脱 (cetovimutti)」と「慧解脱 (paññāvimutti)」の概念を考察する。両解脱の観念はすでに最初期から存在していたが、従来から「心解脱」は禅定に基づくもので、「慧解脱」は五蘊無我や四諦の観察、つまり観 (vipassanā) によると考えられてきたが、両解脱の用法を検討した結果、これらは別個に理解されるのではなく、解脱にいたる過程での一連の様態として説かれていたとする。つまり、すべての漏を断じ、心の解脱を得た者が自分の中にはもはや漏はないと確信することであり、これが本来の両解脱の意味であると論じる。

第II章「阿羅漢の分化と在家阿羅漢論」では、阿羅漢の分化を上記した二種の阿羅漢ともい

える「心解脱と慧解脱」、そして「六種阿羅漢説」と「阿羅漢の退失論」から検討している。さらに、出家者に限っていた阿羅漢への可能性が在家者まで広がったと説く「在家阿羅漢論」から阿羅漢の概念の変遷を追う。

まず、本来は一連の様態であった両解脱は、次第に別々の意味を持ったことによって、阿羅漢に対する概念的分化が生じ、その結果、事実上修行方法によって阿羅漢の意味が相違するようになったと指摘する。前者は静慮修行を中心に行ない、渴愛などの煩惱を滅して心の解脱を得た者であり、後者は五取蘊などの観察を中心に修行して解脱を得た者をいう。このように修行が大きく二つになった理由は、静慮修行の困難さによるもので、それによって智慧を中心とした修行方法が考案され、観修行の体系は成立したと推測する。要するに、二つの解脱は連続して起こる概念であったのが、別の方法によって得られる解脱と認識されるようになり、それが阿羅漢の分化と繋がるようになったと結論付ける。

阿羅漢の分化の後、九無学という分類も見られるが、明確に阿羅漢の概念が分析されるのは説一切有部の論書に説かれる六種の阿羅漢説であり、種姓の差異や利根・鈍根の区別などから阿羅漢が規定される。そして、これら六種の中で、不動阿羅漢を除いた五種の阿羅漢にはその果から退がりうるというのが退失論であるが、その是非に関する議論を詳しく考察し、当時の阿羅漢の意味を探っている。

「在家阿羅漢論」は、在家者が阿羅漢になりうるかどうかという論である。この問題が提起されたのは、主に部派仏教時代の衆衆部系の北道派によってであるが、当時の仏教教団においてこのような阿羅漢説が提起される背景を考察し、それを仏教における阿羅漢の一つの大きな変遷と捉える。しかし一方で、初期仏教から在家者も解脱できるという考えがその底流にあったものと考えている。

第三章「四果説の成立問題」では、阿羅漢を頂点とする一連の体系である四果説の中で、前の三段階である預流、一來、不還の内容を検討し、阿羅漢にいたる過程を初期経典から論書にいたるまで精査しているが、とりわけ家家、一種が預流に関わるのか、一來なのかという問題、また不還の観念の成立を中心に考察している。まず家家、一種の問題については、預流がそれらと深い関係があることを明らかにし、不還の観念は仏教の中で形成された観念として、それは阿羅漢との密接な関係から生じたものと推測する。また、一來は預流の分化との関係の中で、預流と不還が定着した後に四果で最も遅く成立したものとする。

第四章「煩惱論と修行論」では、阿羅漢になるためにはどのような煩惱を断ち切ったのか、そしてどのような方法で煩惱を残りなく滅したのかを、初期経典から考察している。最初期には、解脱とは渴愛と貪欲のような感情的煩惱を滅することで得られ、真理を知ることで得られなかったとする。一方で、最初期には体系的な修行論ではないが、静慮修行の重要な要素である viveka, sati, upekkhā が強調されていることと、sati には煩惱を滅する力があると説かれているという。そして、四静慮の内容は、これら三つの要素が静慮と結合して成立した可能

性を指摘する。さらに、初期經典には四念処などの七つの修行方法が説かれるが、これらの修行方法も静慮と *sati* を中心に組織されたものと論じる。

## 2. 審査結果

本学位請求論文は、初期仏教と部派仏教において最高の悟りの境地を体得した者を指す「阿羅漢」の成立と展開を初期經典とアビダルマ論書の分析を通して明らかにしようとしたものである。従来より初期仏教を論じる場合、その主題が成立と展開であるにもかかわらず、往々にして資料を任意に取捨する安易な研究が多く見られた。しかし本論文では、学界の最新の研究成果に従って、初期仏典の成立を、最古層韻文文献、古層韻文文献、散文文献の三つの層に分け、各層の文献の持つ資料的有効性とその限界もはっきり見定めた上で分析を行っている。さらに、原典資料となるニカーヤ、アビダンマや註釈資料アッタカターなどのパーリ語文献、関連する漢訳文献を精査し、また原典資料のみならず、先行する研究成果についても国内外を問わず主要な論考が見られ、本テーマに関わる資料を準備して研究している態度は評価できる。研究すべき分野が多岐に亘るにもかかわらず、いずれも丹念に考察されてはいるが、厳しく見れば少し見落とされた原典資料や先行成果があること、章やテーマによって扱い方に混乱が見られることも指摘しておかなければならない。

本論文は、四章より構成されているが、研究の中心は、初期仏教教団において阿羅漢がどのような存在であるのかを、修行方法、宗教的境地、資格者の視点より論述されたものである。ただ、このうち第III章の「四果」に関しては阿羅漢を除いた他の三果の成立が主題となっていたり、また第IV章でも直接阿羅漢と関連する記述が少ないなど、それぞれの論考自体の価値は認められるにしても、あくまで本論文の目的は阿羅漢の解明であるので、その点により一層収斂すべきであった。

〔第I章〕「阿羅漢」の語の成立に関して、最古層と古層文献を精査し、その間に明確な断層のあることを実証している。先行研究の成果をふまえ、具体的にそして明瞭に検証した点は評価できる。しかし、「阿羅漢」の成立を論じる場合、後に成立する阿羅漢を前提にしてより古い概念を説明しようとする姿勢は不適切である。

阿羅漢は、二つの解脱、つまり心解脱と慧解脱と関連するとして、この二つの解脱の展開と阿羅漢の意味を連動させているが、初期經典を精査した上で心解脱と慧解脱が同じ意味をもっているとする従来の見解を否定し、二つの解脱は別個の意味であり、前者がすべての煩惱を滅した心の状態で、後者はそれを確認する状態であると解すべきとの筆者の見解は興味深い。中でも、最古層における *saññāviratta* と *paññāvimutta* の両語に注目し、両者がそれぞれ「心解脱」と「慧解脱」という概念の起源であることを明らかにすることにも成功している。しかし、なぜ *saññā* であり、*viratta* であったのか、理由は論じられておらず、*paññāvimutta* と対をなす説明も不十分である。また、成立の展開から判断すると、筆者とは違い、*paññāvimutta*

が後に *cetovimutta* になったと考えるべきであろう。

〔第II章〕心解脱と慧解脱の分化に関する分析は、「解脱」や「悟り」の理解そのものが分化していく上での基点となっているという指摘は重要である。しかし、「解脱」や「悟り」の用例から、「心解脱」と「慧解脱」に代わる類例の検討がされておらず、「心解脱と慧解脱の分化」がそのまま「阿羅漢の分化」であるとする主張には問題が残る。

〔第III章〕四果の成立について、まず一來の家家、一種の原型は預流の分化によるものとし、一來が預流と不還の間に位置する第二果とされたのは四果説がその形態を整え始めた頃と推定し、その成立を四果の中で最も遅いと結論づける。また、古層文献には不還と阿羅漢との区別が明確でない点などから、不還も言われてきたようにウパニシャッド思想の影響下で導入されたのではなく、仏教内部にその概念の芽生えのあることを指摘する。その上で、「デーヴァター・サムユッタ」の記述に注目し、不還と阿羅漢とに密接な関係があったとする指摘は大変興味深い。この点をさらに綿密に分析すれば、最初期の両者の関係を解明できると思われる。ただ、「四向四果」という語を用いながら、「向」と「果」との区別が不十分で、理解しにくい部分や、混乱しているところもある。

〔第IV章〕最初期の段階では修行体系は出来上がっていなかったが、静慮修行の重要な要素である遠離 (*viveka*)、正念 (*sati*)、捨 (*upekkhā*) が強調され、とりわけ *sati* には煩惱を減する力があると説かれていることから、これら三つの要素が静慮と結合して仏教固有の修行方法、即ち四静慮が成立した可能性を推定する。さらに、この静慮と *sati* を中心に初期経典に説かれる四念処などの七つの修行方法が組織されたものと論じる。また、解脱の前提となる修行と、さらにその前提となる煩惱に着目し、最古層ではまだ十分に確立されていなかった煩惱に類する表現や用例を精査して、「知」に関わる煩惱が重要視されず、渴愛・執着に関する事例が多い点を明らかにしている点は説得力がある。ただ、分析が不十分なところも見られ、たとえば *saññāviratta*、*aññāvimokha*、*saññāvimokha* などは第I章での検討とも関連しており、その点を踏まえて多角的に考察すべきである。

総じて、本論文において随所に展開される分析には十分に傾聴に値するものがある。ただ、合理的と思える結論も、著者の推測として暗示される程度にとどまっているところも見られ、検証すべき諸問題は残されている。また、個々の文献の扱い方を眺めると、全体にわたりパーリ語訳に不統一が見られたり、筆者による訳の補足部分に根拠が明示されていなかったりと、細部には注意が十分に行き届いていないところがある。

以上、このように問題を残すものの、それによっていささかも本論文の価値が軽減されることはない。むしろ、阿羅漢の成立と展開という研究の全体像の解明に向けて、それらを研究課題と位置付け、今後の研究の糧とされることが期待できる。

よって、本論文は博士（文学）号を授与するにふさわしいものと認める。

## 博士學位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	船田 淳一 (鳥取県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第41号
学位授与の日付	平成20年3月14日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	中世寺院の儀礼と言説
論文審査委員	主査 斎藤 英喜 (佛教大学教授) 副査 池見 澄隆 (佛教大学教授) 副査 佐藤 弘夫 (東北大学教授)

### 1. 論文の概要

船田淳一氏の博士請求論文『中世寺院の儀礼と言説』は本文374頁と11本の翻刻資料を付した、文字どおりの力作である。本論が論じるテーマは、中世南都・興福寺の僧侶である貞慶の「講式文」の解説を第一部の柱に置き、さらに第二部では、中世の真言寺院や叡山での宗教儀礼、言説の分析へと多方面にわたっていく。中世の宗教世界をめぐる近年の歴史学、国文学、仏教学などの最新の成果を踏まえつつ、「儀礼と言説」という切り口から、あらたな展望を切り開こうとするものである。

その概要は以下のようにまとめられる。

第一部 「中世南都の宗教世界—貞慶・春日社・興福寺を中心に」

序章 中世宗教儀礼研究の射程

南都興福寺、春日信仰、講式をめぐる近年の研究史の整理から、「宗教儀礼」の研究をめぐる方法論的な射程を述べ、本論の序章とした。

一章 貞慶の笠置寺再興とその宗教構想—堂塔と儀礼をめぐる願文・勸進状・表白を素材に  
貞慶が建久年間に逐次整備した「笠置寺」の堂塔をめぐる儀礼の願文・表白を対象に、それらが「肯定的国土間観=宗教理念」を体現するように仕組まれたことを儀礼言語の解説を通して明らかにし、「言葉」によって作られた宗教世界の内実を提示していく。

二章 『春日権現験記絵』における貞慶・明恵—憑依・託宣説話から講式儀礼に及ぶ一視覚

貞慶の強固な「春日信仰」がその後どのように語られたのか、説話世界における貞慶と春日神というテーマを『沙石集』『春日権現験記絵』を素材に考察した。そこに見出されるのは、シャーマニクな宗教者の姿であり、そのシャーマニクな様態こそが貞慶の講式文作成に及ぼす「働き」であることを指摘する。

### 三章 貞慶『春日権現講式』の儀礼世界—春日社・興福寺における中世神話の生成

貞慶の『春日権現講式』を対象に、とくに「五段式」と「三段式」の構造の違いから、春日神を衆生済度神とする中世神話を共有しつつ、儀礼の現場による「神」の違いを明らかにしていく。

### 四章 貞慶作五段『舍利講式』小考

国土擁護のための舍利信仰の問題を、笠置寺での活動時期に貞慶が作った『舍利講式』を対象に、生身舎利の靈威を引き出し、国土と衆生を〈聖〉へと転換させる儀礼言語として読み解くことを提示した。

五章 貞慶『発心講式』と玄縁『礼仏懺悔作法』（仏名講式）について—本覚思想と懺悔儀礼  
寺院生活の根幹をなす「懺悔」による身体の清浄化をめざす儀礼的行動様式の問題を、「自己内省の精神」と捉える近代的な宗教観を超えるべく、貞慶の『発心講式』、玄縁『礼仏懺悔作法』を対象に、法相教学と本覚思想との相克をめぐる問題として論じていく。

### 六章 中世南都の戒律世界—授戒儀礼・戒体説・神祇信仰

前章を受けて「戒律」の問題をたんなる教学や形式的な儀礼としてではなく、〈冥〉なる仏尊から直接に戒を受ける「自誓受戒」の問題に注目し、「好相」「見仏体験」「夢見」というシャーマニクな神秘体験とリンクすることを明らかにし、戒律の守護神たる春日神の問題に展開した。

### 七章 南都律僧と「死穢」の問題—説話に見る神祇信仰の変容と持続／符・『日本紀三輪流』の葬送儀礼

前章の中世律僧と神祇の関係を『発心集』『沙石集』などの著名な中世の仏教説話を対象に、「死穢容認」から「死穢克服」へのダイナミックな運動を、中世における死穢と神祇をめぐる問題として論じていく。

### 八章 南円堂不空羂索観音をめぐる言説の生成と密教儀礼

顕教寺院たる興福寺の南円堂という宗教施設、とくにそこに鎮座する「不空羂索観音」を

対象に、真言密教の側からあらたな修法と、その典拠となる経説が編み出されていく様相を分析し、中世興福寺の知られざる一面を明らかにした。

## 第二部「宗教言説と儀礼の諸相」

### 九章 真言系『八幡講式』の儀礼世界—鶴岡の座不冷本地供と別当頼助の中世神道説

第一部で取り上げた春日の神祇系講式にたいして、高野山に伝来する『八幡講式』を対象に、東国鶴岡八幡宮の別当・頼助僧正が考案した、真言密教系の「秘密式」の世界を分析することで、中世における八幡・天照・愛染・大師・宝珠をめぐる複雑な関係論を析出した。

### 十章 久我長通作『八幡講式』小考

東国の鶴岡八幡宮の「八幡講式」にたいして、西国石清水八幡に伝来する「三段」「五段」の二種の講式を取り上げ、頼助の「佐々目流」の法流に連なる真言密教系の八幡講式であることを論じた。

### 十一章 真言寺院における『舍利講式』の受容と展開

中世の真言寺院を代表する醍醐寺伝来の『舍利講式』の諸伝本の調査から、「生身の舍利」とみる顕教系の貞慶『舍利講式』と、大日如来と釈迦如来を同一視する「法身の舍利」を説く密教系『舍利講式』の違いから、顕と密の構造が儀礼体系にも機能することを明らかにした。

### 十二章 中世叡山の戒律世界—戒体説・授戒儀礼・神祇信仰／符・補説

六章、七章の南都における戒律儀礼の問題を受けて、中世天台においては「山王神」それ自体が戒を授けてくれる戒体として位置付けられることを分析し、そこには国家・王権護持というイデオロギー的側面を有しつつも、戒律の靈性・呪性を引き出す宗教実践であることを明らかにした。

### 十三章 中世における天岩戸神話の受容と仏教的唯心論—イデオロギー・注釈・儀礼

古代神話のクライマックスたる「天岩戸ごもり」の神話が、中世という時代にあって多様に読みかえられていく様相を析出する。とくに『溪嵐拾葉集』などではアマテラス＝法性／スサノオ＝無明という二元的対立と止揚という本覚思想からの解釈がなされ、そこから中世における「仏教的唯心論」の問題へ、更に身体を解した行法として実践されていったことを論じた。

## 2. 審査結果の要旨

船田氏の本論文は、中世南都・興福寺や春日社をめぐる研究蓄積を踏まえることはもちろん、歴史学、国文学、仏教学などの最新の研究動向にも目配りをし、なおかつ未翻刻資料の調査・翻刻による資料解説など、その研究手法はきわめて手堅いものがある。しかし、それにもまして、本論が評価されるのは、論者自身の「方法論」がきちんと定位されているところにあるだろう。

そこで導かれたのが「儀礼と言説」という方法論である。とくに「儀礼」への注目は、これまでの宗教史研究に見られた、個人的な信仰や救済、内省という論点や、あるいは国家・王権のイデオロギーという近代的な宗教観、その枠組みを超えるための、きわめて方法的な視座であった。宗教史研究の基底にある「宗教観」の多くは、儀礼や呪術を排除し、封印することで成り立った、きわめて近代的な宗教観に規制されていたからである。その意味で船田氏の論が、興福寺の貞慶の講式儀礼の世界から「宗教実践・身体・神秘体験・神学・霊的覚醒」(11頁)の問題へと展開させたことは「ある宗教者の実践や身体の側にこだわって」テキストを読み解く方法(374頁)とともに、本論の方法的な可能性を示すものといえる。それは近年の中世の宗教世界に関する研究動向から導かれるところであった。

さらに本論が、以上の方法的な視座から、南都における「懺悔儀礼」と結びつく『発心講式』を読み解くことで、本覚・理懺・理戒をめぐる教学的なテーマを、近代的な個人の内面や自己内省といった議論をこえる、まさしく「中世」固有の宗教世界の解明へと導こうとしたところは、重要な成果である。

またそれと関連して、授戒儀礼、戒体説の問題を「好相」「見仏体験」「夢見」というシャーマニックな宗教者の「身体」の問題へと掘り下げようとした五章、六章の成果は、中世の宗教世界の研究にとっての新しい視野を切り開いたことはまちがいない。また、戒律守護神としての春日神、戒体そのものとしての山王神という神祇信仰との接点を論じるところは、近年の中世神道論、中世神話論の研究成果が「戒律研究」とどのようにクロスしていくかを示唆してくれたといえよう。

しかし、そうした船田氏の「儀礼と言説」を方法化する研究が、たとえば歴史学における「顕密体制」論の議論といかに交差し、そのイデオロギー的な研究をどのように新しく克服・展開させることができるかという論点の広がりや、いまだ提示しきれてはいないという批判はまぬがれないだろう。さらに「儀礼」の問題に関しても、「講式文」という儀礼テキストの具体的な解説は可能となったとはいえ、その儀礼の現場がどのような次第で繰り広げられ、そこに参加する聴衆はどのような位置にあるのかなど、「儀礼」という視点がやや抽象化されすぎているという指摘もあった。また個別的な課題では、「七章 南都律僧と「死穢」の問題」で展開された「死穢」「穢れ」の議論において、「穢れの克服」という進め方には、「穢れ」をマイナスの要素としか見ることができない、きわめて近代的な認識が露呈しているという手厳し

い批判もあった。それは本章以外の議論にもしばしば露呈する弱点といわざるをえないが、しかし、そのことは、論者が近代的な宗教観と葛藤しつつ、本論を書き進めたことの、苦闘の跡ともいえよう。

こうした問題点を指摘することは可能ではあるが、そのこと以上に、本論の成果によって、中世南都・貞慶の「講式」が抱える宗教世界の広がりとあらたな可能性が具体的に見えてきたことはまちがいない。とくに審査の過程において、船田氏の学問的な可能性は、学界全体で大切にされるべき、という貴重な言葉を得ることができたことを付言したい。

以上をもって、船田淳一氏の論文が、「博士(文学)」を授与するに相応しい研究成果であることを認めるものである。

## 博士学位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	江 優子(奈良県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第42号
学位授与の日付	平成20年3月14日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	<b>漢代における地下他界の研究</b> <b>—鎮墓文の分析を通じて—</b>
論文審査委員	主査 杉本 憲司 (佛教大学教授) 副査 西川 利文 (佛教大学教授) 副査 門田 誠一 (佛教大学教授)

### 1. 論文の概要

論文題目 『漢代における地下他界の研究—鎮墓文の分析を通じて—』

目次 序論

第1章 鎮墓文研究の概況

第2章 墓券

第3章 鎮墓瓶

第4章 鎮墓文の背景—後漢時代中原地区の冥界信仰

結語

古代中国における靈魂感についての研究はすでに多くみられるが、江君は墓から出土する副葬品の鎮墓瓶と墓券にみられる鎮墓文と墓券の告地策という文字資料の分析から、漢代の民俗的な他界観や靈魂観を復元し、また墓中での出土地点の分析を参照しながら、今までの儒家的、道家的の死生観や靈魂、鬼神に関する研究という思想史的立場や、凶像学や文学などを通じた研究と違った面から論じようとした。

第1章では、墓券と地墓瓶の定義をおこない、今までの関連先行研究の概観についてもふれ、そこに墓券と鎮墓文の本質的な違いにふれられていない点、更に銘文にだけ注目をして、それぞれの形状や素材、また墓内での配置の意味についてふれることがなかった点の現状を指摘している。

第2章では、本論で対象とする墓券について、現状において確認しうる資料を収集し、それ

らについての釈文・訳註をひとつひとつおこない次章以降の考察の基本としている。この墓券の事例収集と訳註は現時点において、資料集成として一定の有益性をもつ。これらの資料の読み、内容から墓券を買地券と鎮墓券に大別し、さらに前者に関しては3類型に分類する。このような分類の上で、墓券の基礎的な属性である形状、材質、銘文の書き方、年代、分布からの、地域性、墓に葬られた人の階層について指摘した。そして、このような墓券に対する具体的な知見と分析に基づいて、発掘調査によって墓券の出土位置が判明する例を対象として、墓券を伴う墓の社会的階層を検討する。その結果、庶民から太守に及ぶまでの広い階層の人々の墓に墓券が埋葬されると説く。

第3章では、鎮墓瓶をとりあげ、まず70例余りの鎮墓瓶の資料をあげ、これらにみえる鎮墓文の釈文と訳をひとつひとつおこない考究の基礎資料を提示する。このような鎮墓瓶の集成も墓券と同様に事例収集と訳註は現時点において、集成として一定の有益性をもつ。そして、集成した鎮墓瓶に対して、その鎮墓文の構成要素を論ずると同時に、瓶の形状材質、銘文の書き方、年代、出土地の分布、出土墓などの分析を通じて、鎮墓瓶の習俗から墓そのものが他界へ通じており、他界との境界をなすとする。また、確実な出土墳墓の知られる鎮墓瓶の30余りの例の墓内における出土位置の検討から、地域による鎮墓瓶埋納の類例化をおこなう。これらの検討の結果、鎮墓瓶が他界と現世との境界と意味づけ、これを埋納することは他界へつながる入り口を作る行為であると述べる。

第4章では、墓券、鎮墓瓶が出土する墓より時代がさきだつ戦国時代の楚地方の墓から出土する卜筮祭禱簡や告地策からの、漢代の墓券、鎮墓瓶への影響を論じている。また漢代の地下世界を楚地方の墓出土の帛画にみえる地下世界と、漢代に説かれた世界観である渾天説とのかかわりを指摘し、また漢代には泰山や崑崙山などに代表される山上他界観もあり、これらが多様に並存することが漢代他界観の特色であると位置づけている。さらに『史記』『漢書』『戦国策』『論衡』その他多くの文献に見える漢代における地下世界の具体的な検討を黄泉・墓穴・他界等について説明、検討し、とくに、これまでほとんどふれられなかつた「黄泉」の語に着目して、その多義性を論じ、形魄の帰還する陰陽の根源としての側面と、地下深い世界を示す側面のあることを指摘している。また、後漢代に考えられている地下他界が形魄のいる墓を中心として広がり、また永遠に存在し続ける魂に対したただの抜け殻として朽ち減んでゆくとされた魄が、民俗的靈魂観において墓に留め置き鎮めなければならない対象として捉えられていることも明白にしている。

最後にこのような四章にわたる考察を通じて、漢代の墓からでるさまざまな文章の鎮墓辟邪的性格を概括して、漢代以後のそれとの違いを指摘し、後漢時代に誕生した、「積極的に墓を鎮める」文書の背景として、地下他界についての考え方の発展のほか、後漢時代中期以後の社会的不安と、『太平経』に説かれる「承負思想」のような新しい罪の意識が生まれ、鎮墓瓶・鎮墓券作成者としての、巫者・方士の民間の葬送における活動についてもふれられている。

## 2. 審査結果の要旨

本論文は、全体として漢時代における地下世界について、豊富な史料や文献の記載をも参照しつつ金石文および考古資料である墓券や鎮墓瓶をもとに具体的な検討を行ったもので、論文の特色を何点かあげると、まず、第一には出土した墳墓が確実であるか、あるいは記載内容の確認できる基本的な墓券や鎮墓瓶の集成的な研究を行っている点があげられる。さらにこれらに詳細な釈文と訳を付しており、これは今後の墓券・鎮墓瓶研究の基盤を構築したという点で、一定の評価が与えられるべきであろう。

本論の第二の特色は、これまで等閑に付せられてきた墓券や鎮墓瓶の墓内における出土位置やそれらが埋葬された墓の社会階層的な吟味など考古学資料としての基本的な作業を経て立論している点にある。そして、このような墓内での出土位置の検討と墓券・鎮墓瓶の文章とを相関的に検証して、漢時代の他界と現世との関係性のなかで論じた点は特筆に価しよう。また、墓券や鎮墓瓶を埋葬する社会階層が比較的多岐にわたることについて、一定の指標を提示した点も見逃すべきでない。

本論の第三の特色としては、戦国時代から前漢時代に作成された卜筮祭禱簡や告地策などの出土文字史料と、漢時代以前の文献を含めて、これらの記載から漢時代の地下世界と他界観の具体像を論ずるだけでなく、その継承関係を明らかにしようとしている。また中原と地方という次元での地域的展開と系統関係にまで考察を及ぼし、各地の墓制、靈魂観を含む精神・物質両文化を統一した中原文化が、更に周辺にひろがったので矛盾したいろいろな要素が絡み合った点に漢時代他界観の特色があることを述べた点が挙げられよう。

本論の第四の特色としては、地下他界観の展開を後漢時代の罪過意識の生成との関係から説こうとした点があげられる。すなわち、後漢時代の「承負」という観念と、この時期の墓券や鎮墓瓶などの鎮墓関係遺物とそこにみられる信仰とを関連させたところがあげられよう。

このような本論のなかでも、とくに最初にあげた鎮墓関係資料の集成的研究は、本論の課題と考究のすべてに通定する基盤を構築しており、この成果が今後、諸般に寄与するところもまた大いに期待される。

最後に既発表論文である「後漢時代の鎮墓瓶における発信者について」（『佛教大学大学院紀要』第32号 2004年）が、最近、中国で発行された、長沙市文物考古研究所・中国文物研究所編『長沙東牌楼東漢簡牘』（2006年）において、概述で出土木牘にみえる文言を理解するときに資料として参考すべき重点先行研究としてあげられていることを付言しておく。

しかしながら、本論において、未だ個別具体的な実証が完遂されていない課題があることは否めない。その一つは漢時代特に後漢時代における社会変化と鎮墓行為との関係性であり、筆者の論調は社会不安の指摘にとどまり、そこからいかにして鎮墓の観念と行為とが生成したのかを個別具体的に実証したわけででない。この問題には信仰習俗の問題から、後漢時代の政治・社会の多方面な問題へと大きく足を踏み出すことが迫られており、ここに筆者の今後進む

べき研究の一つの方向性が示されている。

更に、問題として指摘できることは、本論文で評価すべき墓券・鎮墓瓶一点一点ずつ詳細にそこに見える文の内容を検討しているが、これは大変難解であるがまだ注釈のつけ方について不十分なところがあり、今後の更なる研究と読解を行って欲しい。

また、古典文献などからの引用史料の分析に不十分な点も散見され、特に本論文の前提となる、漢時代における靈魂観の二重構造の説明については更なる論証が必要と考えられる。

以上のような課題を含むが、これによって本論文そのもの研究内容が損なわれることはなく、むしろ、研究の展開を自らしめしていると評価されよう。よって、本論文は博士（文学）の学位を授与されるに適切な研究内容を持つと思量する。

## 博士学位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	平岡龍人(大阪府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第43号
学位授与の日付	平成20年3月25日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条第3項
学位論文題目	密教經典における金剛薩埵 —『大日經』、『金剛頂經』、『理趣広經』における金剛薩埵—
論文審査委員	主査 小野田俊蔵 (佛教大学教授) 副査 松田 和信 (佛教大学教授) 副査 北村 太道 (種智院大学名誉教授)

### 1. 論文の概要

本論文はインド中期密教の經典の内、主要な密教經典である『大日經』、『金剛頂經』、『理趣広經』や、その「註釈書」を通じて「金剛薩埵 (vajrasattva)」がどのように理解され表現されてきたかについて考察したものである。

本論文でも述べられているが、金剛薩埵という用語は『大日經』よりも古い用例が存在する。しかし上述の密教經典類での使われ方は、如来の持つ菩提心堅固な衆生済度の本誓 (samaya) を自らの誓いとして実践していく主体として位置づけられており、この点でそれ以前とは大きく異なっている。

本論文ではその主題の下に、先ず『大日經』、『金剛頂經』の兩經がともに衆生済度を強調して説く經典であること、そして金剛薩埵についての名称、及び意味、内容が上記のインド中期密教の經典や註釈書の中で次々に展開、その働きが強くなっていくことを明らかにしようとするものである。

### 序論

論文の序論では上記のインド中期密教の經典やそれらの「註釈書」について、そして上記の經典に関する先学の研究事例等を取り挙げている。しかし本論文で取り挙げている金剛薩埵についての研究事例は意外と少ない。梅尾祥雲氏が『理趣經の研究』の中で金剛薩埵について取り挙げているが、伝統的な解釈の域を出ないものであり、金剛薩埵の發展過程について他の密教經典、及び諸註釈書との比較研究はなされていない。さらに『金剛頂經』の金剛薩埵を分析した堀内寛仁氏や近年の成果である遠藤祐純氏の研究事例も紹介し分析している。

## 第1章 『大日経』における金剛薩埵

第一章では、胎蔵マンドラを説く『大日経』における金剛薩埵を取り挙げている。『大日経』「具縁品」では胎蔵マンドラを描くことのできる金剛阿闍梨、及び弟子となる者の資格を明らかにしているが、これらの資格を持つ瑜伽行者が金剛薩埵となると表現されている。論者はここに注目する。『大日経』では「空」を根底に持ち大悲行を修する瑜伽行者がすなわち金剛薩埵であるとしており、つまり行者の観点から金剛薩埵という存在を捉えているのである。この金剛薩埵は真言乗を実践する者である。釈尊は菩提道場で四魔を降伏して成道した後に、梵天の勧請を受け、定よりめざめ、衆生済度の誓願をなされたと伝統的に捉えられてきたが、金剛薩埵も釈尊の菩提道場における衆生済度の誓願を自らの誓願とする瑜伽行者なのである。「住心品」には「菩提心が因となり大悲を根本に持った上で、方便が究極の手段である」という考えが示されているが、この考えこそが密教行者を根底から支える基盤としての思想であると論者は主張するのである。「転字輪マンドラ行品第八」では「諸仏の本初不生を尋念し」という言葉に注目する。ここでの「尋念」を論者は、のちの『金剛頂経』が説く“仏と一体化する四印相応の瑜伽”に発展する考えかたであると理解する。また「羯磨金剛薩埵」あるいは「金剛最勝施」というような金剛薩埵に関わる重要語句が既に『大日経』でも使用されていることを指摘している。

## 第2章 瑜伽タントラにおける金剛薩埵

第2章では金剛薩埵が如来の本誓を実行する薩埵としての位置づけであることを、特に瑜伽タントラに於ける用例を中心に考察している。金剛界マンドラを説く『金剛頂経』では、金剛薩埵の衆生済度のありようが具体的な形で説かれている。『金剛頂経』の十六大菩薩出生の段では、金剛薩埵の出生偈に論者は注目する。そしてその金剛薩埵が普賢であり、堅固薩埵であり、自然生にして、薩埵(勇猛)の身と表現されていることを指摘する。次に五相成身観を取り挙げ、瑜伽行者が金剛薩埵になる観法を叙述する。この五相成身観は作法として、五相成身観による第一瑜伽の三摩地、そして三十七尊の出生(金剛界マンドラ)を説く最勝マンドラ王の三摩地、そして阿闍梨と弟子の所作を説く最勝羯磨王の三摩地という三・三摩地を構成し、次に瑜伽行者が金剛名号を授かり金剛薩埵となる灌頂儀式が説かれている。論者はこの点を『大日経』と『金剛頂経』を繋ぐ重要な接点と解釈する。すなわち、『金剛頂経』における金剛薩埵は『大日経』の「具縁品」で説かれる瑜伽行者つまり真言門に入って菩薩行を行ずる瑜伽行者の側面を引き継ぐものであり、瑜伽行者は阿闍梨から灌頂を受け、金剛名号を授かり金剛薩埵となって如来の samaya を自らの samaya としていく sattva となり、如来の samaya を実践していく者と位置づけられているのである。

次に百八名讃を取り挙げ、金剛薩埵を称讃する功德について考察し、金剛薩埵に付与される様々な要素をそこで分析している。

### 『理趣広経』における金剛薩埵

『理趣広経』や略本の『理趣経』には「妙適清浄句是菩薩位」以下十七の清浄句の法が説かれることは有名であるが、そこでは、十七の句がすべて菩薩を象徴し、マンダラを構成し、また瑜伽を修する者が十七清浄句の門を修得する意義が明らかにされている。論者は『理趣広経』冒頭の「世尊ヴィルシャナは一切如来の秘密の法性を得られた。また一切法は無戯論の故に大楽金剛不空の三摩耶と名づくる金剛法性般若波羅蜜多門たる吉祥最勝第一であり」という句に注目し、ここでの「法性」が大楽金剛と言う samaya をともなう「金剛の法性」という波羅蜜多門を表したものであることを指摘する。また、『金剛頂経』に説く金剛薩埵の説偈と相当の偈が『理趣広経』にもあり、『理趣広経』の金剛薩埵観が『金剛頂経』のそれと一貫していることを論者は強調する。

また、その具徳が大歡喜性であることが大楽金剛を説く『理趣広経』における金剛薩埵の根本の定義であること、そして、金剛薩埵が世・出世間における最初の勇猛者であり、有情の思念を円満する者であり、不壞なる持金剛者であると定義されていることを記述している。また、金剛薩埵が傲慢の主であり、一切如来の無漏の楽と意楽の自性や五秘密（大楽・欲・触・愛・慢）智を盡未来際まで間断なく生起し、実現する者であることから金剛薩埵は金剛傲慢女、明妃女尊の主であると表現されることも合わせて指摘している。

金剛薩埵の印、瑜伽、及び成就儀軌については大印（本尊）の瑜伽により智慧なる本尊と瑜伽者が一体化し、金剛薩埵性を獲得すると表現されていること、そして三界の法王の職位が与えられること、また仏性の獲得については金剛薩埵の大印瑜伽の修習によって金剛薩埵性、及び仏性と一切部の悉地が得られ、同時に金剛薩埵の羯磨印である傲慢の勢や身語意金剛を観念する瑜伽行が重要視されていると論者は述べる。また、この仏性の獲得については堀内本のナンバー2549の偈を踏襲したものであることをここで指摘し、『金剛頂経』と『理趣広経』の連続性をさらに傍証している。

『理趣広経』所説の金剛薩埵の百八名讃については、金剛薩埵を称讃するに止まらず金剛薩埵の特性、及びその功德が更に増幅され、仏の形で現れ、衆生済度し尽くすことが示されている。これは金剛薩埵が如来そのものであり、同時に瑜伽者も金剛薩埵となって衆生済度に趣くべきであるという、重層的な瑜伽者の心理を示唆していると論者は言う。『金剛頂経』では実質、一偈で述べられていたものを『理趣広経』では十偈に増幅され、金剛薩埵自身の具有するその勝れた特性が多く異なる名を以て称讃の対象となっていることを指摘している。

### 『超勝三界経』および『一切悪趣清浄経』での金剛薩埵

『超勝三界経』では、四臂の具徳金剛手が説かれており、これは『瑜祇経』にある金剛薩埵の愛染三昧の化身とされる四臂の愛染明王に近い姿がこの『超勝三界経』に説かれていることを指摘している。『一切悪趣清浄経』はマンダラ、灌頂、護摩という秘儀を通して衆生を救済

することを説いている。そして金剛薩埵が主要な尊格として取り扱われ、大日如来に代わる中心尊としての位を獲得して行く事情を叙述する。

### 『金剛頂大秘密瑜伽タントラ』における金剛薩埵

『初会金剛頂経』の釈タントラとして知られている『金剛頂大秘密瑜伽タントラ』を第5章では扱っている。この『金剛頂大秘密瑜伽タントラ』では、金剛薩埵の定義や徳の称讃、及びその解釈だけではなく、実際に自らが金剛を獲得し、金剛薩埵になって実践していく儀軌などが他の経典の言葉を使って書かれており、瑜伽タントラにおける金剛薩埵についての総合的な実践儀軌を示していることを論者は指摘している。

## 2. 審査結果の要旨

密教経典における金剛薩埵は、密教の中心尊である大日如来の対告衆としての役割のみならず、既にその名称の内に密教思想の重要概念が凝縮されていると言っても過言ではない。また、瑜伽タントラ及び無上瑜伽タントラにおいては、大日如来に代って法門を説くなど、その地位は向上し、本初仏としてマンダラの中心尊に成り行くほどの重要な存在なのである。したがって、密教における金剛薩埵を問題にすることは、密教思想の本質にかかわる大テーマであり、しかもそれは、解明されなければならない課題でもあったのである。

わが国においてこの問題を最初に取り挙げたのは、梶尾祥雲著『理趣経の研究』(1930刊)―金剛薩埵の前身としての金剛手の研究―(p.441-461)である。そこには、金剛手の起こりから、如何に発展したかが考察されており、所謂、神話上の金剛手、仏教に取り入れられた時代、釈迦の侍者、密教における存在、普賢と金剛薩埵、などが問題にされており、これは金剛薩埵に関する先駆的研究であるとともに、本格的な研究の端緒であったと言える。しかし、現時点で考えるとき、その内容は『大日経』を初めとする密教経典の僅かな部分の指摘にとどまった初期的研究であり、『金剛頂経』の全体に亘る思想上からの考察、及びそれ以後の金剛薩埵の展開をも視野に容れたものではなかった、と言える。

さらに、近年チベット撰述文献の研究が進み、チベットで発達した無上瑜伽タントラに関心が高まっていったが、一方で、漢訳文献との比較研究が可能であり、様々な定義を含み、また伝統的な解釈を参照することが可能な瑜伽タントラの研究がやや停滞気味であったことは否めない。ここに提出された平岡龍人氏の「金剛薩埵」の研究は、そのような不備を補う研究論文であり、その成果の意義は大きい。

本論の研究方法は、その目次に明らかであるが、日本密教、特に東密家で所依の経典とされる『大日経』、『金剛頂経』を初め、その発展上にある『理趣広経』を取り上げ、さらにそれ以外の瑜伽タントラ、及び釈タントラにまで言及している。それらの中、『大日経』において金剛薩埵の定義に関わる本初、本性、第一、最勝、堅固、空性、などの言葉が存在していること

の指摘は、金・胎両部思想を考える上からも注目すべき指摘である。

次いで、『金剛頂経』における金剛薩埵については、根本タントラ中、三十七尊出生段から、後・後タントラの教理品に至るまで綿密に当たり、その箇所への指摘及びチベット資料を用いた諸釈から、それぞれの定義を明らかにし、更にそれを明確にする作業がなされている。実は、この作業こそが重要なことであり、これなくして以後の発展過程は明瞭になり得ないからである。

続く『理趣広経』における金剛薩埵については、先の『金剛頂経』所説の明確な定義を基に、更に発展し、増幅されて行ったであろうその経緯が指摘され、金剛薩埵の地位が益々高くなって行く様、及び強調されるその方向性が、密教の発展にも繋がって行くことの指摘は評価される。

続く『超勝三界経』、ならびに『一切悪趣威光王儀軌』における金剛薩埵については、いわば附録的に加えられてあり、先の『金剛頂経』及び『理趣広経』の発展上の経軌として僅かな定義が指摘されている。しかしこれらの経軌については、現在の密教学界においても研究途上にあり、註釈研究も含め、より一層の研究が期待される。何故なら、これらの経軌の出現は次期無上瑜伽タントラ思想の基礎になるものであるからである。

次いで釈タントラとして知られる『金剛頂大秘密タントラ』における金剛薩埵については、論者が所属する研究会の翻訳成果をもとにしているが、金剛薩埵義に関する多くの定義を紹介し、総括的解釈を指摘しており、金剛薩埵義をより一層明瞭にしている。

また最後に付けられた異名表は、金剛薩埵の威徳、及び発展内容を知る上で貴重なものと言えよう。

論者は梵語原典、さらに原典の失われた文献については、チベット語訳および漢訳資料を広範に亘って蒐集している。その中で、梵文原典が発見されている『金剛頂経』については、堀内寛仁による校訂本を用いて、論旨の展開に必要な箇所が多く取り上げられ、著者自身によって和訳がなされ、さらに梵文自体も注記されている。ただ著者の梵文和訳を精査したところでは、概して全体的な意味は理解されていると思われるが、代名詞や形容詞、あるいは梵語に特有の所有複合語等の理解について、正確ではない読解が少なからず見られるのは惜まれる。

さらに、この論文で論者が扱った資料は、主として漢訳され日本に伝わった密教經典であり、金剛薩埵像を真に体系的に考察する為には当然、『金剛頂経』をもとに様々な思想的展開をなして発展流布した無上瑜伽タントラの諸文献（チベット語訳のみに残存する文献が多い）を丹念に研究する必要があることは言うまでもない。その意味で、この論文が中間報告的な側面を持つ事は否めない。しかし、このような資料的な不足や細部の論理の不明確さ、そして原典翻訳の不正確さを指摘するに急であって、この論文の意義を不当に見逃すことがあってはならない。

よって、本論文は課程博士授与に値するものと認められる。

## 博士學位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	秋本達徳(千葉県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第44号
学位授与の日付	平成20年3月25日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	<b>日清戦後経営期の民間産業助成政策 —明治議会の政策形成力—</b>
論文審査委員	主査 原田 敬一 (佛教大学教授) 副査 青山 忠正 (佛教大学教授) 副査 高久嶺之介 (京都橘大学教授)

### 1. 論文の概要

本論文は、日本資本主義の確立期である1890年代後半～1900年代前半を「日清戦後経営」という概念で捉え、それを可能にした殖産興業政策がどのように形成されたのか、その中で帝国議会在が果たした役割は何か、を、国家予算・決算、帝国議会の審議を中心に綿密に検討した実証性の高い分析である。

日本資本主義が、国家の庇護のもと、とりわけ日清戦後において飛躍的な成長を遂げ、ようやく確立した、ということは学界の周知の事実である。また、官営事業の展開、民間産業の育成、公共事業による基盤整備の3点を重点とする「日清戦後経営」とまとめられる体系的な政策展開が行われたことが、この時期の特徴であることも認識されてきた。本論文は、予算・決算の細かい数字を丁寧に追い、さらに帝国議会の審議を委員会・本会議にわたって丁寧に検討して、従来の研究では到達できていなかった新たな論点をいくつか提示し、今後の研究に資することができる。その構成と内容要旨は次の通りである。

#### 序章「課題と方法」

日清戦争は、国家のあり方を大きく変えることになる、第二の変革期をもたらした。戦前まで8000万円台であった歳計が急膨張し、1902年には3.5倍の2.9億円までになる。主要な原因は、軍備拡張のための軍事費の急増と、官営事業や公共事業への投資、さらに造船・海運・鉄道など各種産業への助成などにあった。日清戦争までの「小さな政府」は、一転して「大きな政府」となったのである。このことについて、先行研究を詳細に検討し、官営事業はさておき、とりわけ民間産業分野では十分な解明がなされていないことを鋭く指摘する。従来は、造船・

海運など大きな目立つ分野のみの分析に留まり、殖産興業自体の概念規定や、その遂行手法、量的検討など「ごく基本的な実証面での研究実績が薄いこと」（4頁）が浮かび上がってくる。

本論文は、第一に、官営事業育成と民間産業助成を、国家歳出の面で明確に分離すること、第二に、民間産業にとって、その発展に大きな即効的効果を持つ補助金のような直接的助成を把握すること、第三に、補助金の交付と変わらない、税の減免や官有財産の無償給付などの手法も無視するのではなく、含めて分析すること、第四に、官僚主体の分析ではなく、重要な政策形成主体の一つである帝国議会の活動を検討すること、の四点を主要な分析手法として設定し、再検討を進めている。

## 第一章「民間産業助成政策の概要」

まず検討期間を、財政年度では明治29～36年度（1896～1903）、帝国議会では第9～18回議会とする。この点も先行研究との比較から設定された重要な指摘である。その上で、「民間産業助成法案」を、序章で述べた内容に基づき66件析出する。これはこの期間に成立した法案総数473件の14.0%である。66件のうち45件が新規制定で、民間産業を助成するために多くの新制度が「日清戦後経営」期に創設されたことが明らかとなる。助成手法別の分類では、税の減免によるものが最も多く、6割を超える。補助金の交付は3割にみたく、官有財産の付与は少ない。ここから従来の研究で重視されてきた歳出のみから民間産業助成策を論じることに問題があることも判明する。産業別では、農業関係が4割弱で突出し、製造業2割弱が続く。農業と製造業を重点としつつ、卸売・小売業、運輸業、金融・保険業などかなり幅広く助成が行われていたことも確認できる。さらにそれぞれの法案について、助成の方法をめぐり綿密な分析が行われ、大きな効果が現れていることを、法案ごとに細かく指摘していく。次に先行研究で認められてきた、「日清戦後経営」期の民間産業助成策は「安価なものであった」とする見解について、『大蔵省年報』各年度、『委員会議事録』などの一次史料を調査し、この期8年間の合計が8,584万円に達することを明らかにし、この額が農商務省の一般会計歳出総額の1.6倍にあたるなど「かなり大きなものであった」と結論付ける。「日清戦後経営」期は、軍備拡張や植民地経営などの新事業のため増税や新税の創設などが相次いだ時期であり、これだけの大きな助成を進めるというのは「重みのある政策であった」（66頁）ことも指摘できる。

## 第二章「議会による民間産業助成政策の直接的形成」

帝国議会のあり方は、この時期に変わった、と先行研究は指摘する。検討する第9～第14議会においての政府提出法案成立率が78%にはねあがったことに示されるように、政府と民党の対立で彩られる初期議会期とは全く異なった様相を見せる。そのことを明確に見せるのが、とりわけ産業助成政策の成立に帝国議会が大きく関わったことである。

議会の積極的な意思は、議会独自の政策形成活動である議員立法に現される。それに政府提

出法案の修正活動を加え、それらを個別法案の成立過程として綿密に検討することにより、議会がいかに関与していたのかを明らかにすることをめざした。この作業は先行研究がほとんど行わなかったことである。

前章で析出された民間産業助成法案66件は、議事録の分析から、政府法案50件 (75.8%)、議員法案16件 (24.2%) となる。議員法案は税の減免14件、補助金交付2件となり、税の減免策の採用を主としていることがわかる。産業別では、農業が10件、製造業4件となり、議員 (提出者はすべて衆議院議員) たちの関心がいかに農業政策に集中していたかも指摘される。製造業4件はすべて貿易に関係しており、貿易振興も議員たちが力を入れていたことであった。

さらに議事録を検討することから、議員立法16件という数字は表面的であることも、本論文の研究により明らかとなる。同時に複数の議員が複数の同一内容法案を作成・提出することがあり、その場合、統合されて一つとされるため、議員の立法活動という面からはより多くの法案作成が指摘できる。その結果議員立法は24件となり、成立した民間産業助成法案74件の3分の1をしめることとなる。さらに政府法案に議員立法が吸収される事例も2件指摘でき、議会の立法事業への参画は、従来考えられてきたよりもはるかに大きい。

こうした新しい指摘が、「具体例」として個別法案審議過程を分析することで示されている。帝国議会は「民間産業助成政策の直接的形成に重要な役割を果たしていた」(120頁) ののである。

### 第三章「議会による民間産業助成政策の間接的形成」

帝国議会は、議員立法や政府案修正だけで政策関与を十全のものとするわけではない。建議や請願を政府に送付して、政府に法案の作成や予算補助の実現を働きかけるなど、いわば間接的な政策形成活動も行う。この点についての具体的な分析が、この章の課題である。

この時期に貴族院・衆議院に提出された建議案は329件で、うち可決されたものは125件となり、それらは政府に送付された。「日清戦後経営」期以前の初期議会期に両院に提出された建議案は170件、うち可決・政府送付となったのは74件であった。それぞれ2倍近くに増えたことから、建議活動もこの時期活発になったことが明らかである。

法案の提案説明から、政府がこれらの建議を起因として立案・提出となったことのはっきりわかるものは4件ある。いずれも産業育成であり、航海・造船・遠洋漁業の育成にとって最も重要な法律として、これまでも指摘されてきた。

予算補助という分野でも、建議が関わっており、航路拡張費、京釜鉄道株式会社補助、北海道鉄道株式会社補助などが挙げられ、助成額も大きなものであったことが確かめられる。これらについても、議会議事録 (本会議、委員会) のほか業界史や社史なども駆使して、成立経過の解明に力を入れている。

国民が議員の紹介により議院に請願書を提出し、採択を求める請願制度があり、その結果政府が法律案や予算案を議会に提出する事例も検討される。初期議会期に413件であったものが、

この時期には1,623件と4倍化している。建議ほど史料的に恵まれていないからその究明は困難であるが、議事録を丹念に検討した結果、「蚕種検査法改正法律案」や「鹿児島県大島郡各離島航海補助」などに請願活動が反映していることが確認された。「政府にとっても、議会から送付される請願は、重要な情報源であったと思われ、政府に直接寄せられる陳情等とともに、様々な形で政策に取り入れられていたと推測される」(153頁)というのは想定できる結論であるが、実証的に確かめられたことが重要である。

議員立法が不成立に終わった場合でも、次の議会に類似の政府法案が提出され、成立するケースもあったことが、これも綿密な議事録分析により明らかとなった。議事録に示された経過を検討することにより、3本の民間産業助成法律案が、この由来を持っていることが明らかとなった。

本章の分析により、帝国議会の間接的政策形成活動には、①大きな助成金額の法案が多い、②補助金支給が多い、③国防関係分野が多い、という特色を持っていることも明らかとなった。

以上のことから、帝国議会は「直接間接を問わず、このように活発な民間産業助成政策の形勢活動を行っていた」ことが確認できる。

#### 第四章「活発な議会活動の時代背景」

このような活発な帝国議会の特質を、時代ごとに再検討し、位置づけなおすのが本章の目的である。帝国議会の活動を、個別の法律ごとに考察した先行研究は多いが、包括的時系列的に解明したものはほとんどない。わずかに川人貞史氏、酒田正敏氏の分析があるのみだが、両氏といえども、検討は法案に限定されており、建議・請願等の間接的政策形成活動を含めて分析するのは、本論文が最初である。明治期(初期議会期、日清戦後経営期、その後)、大正期、昭和戦前期と時期設定して、法律案・建議案・請願の3種を、成立率や修正率、採択率などきめ細かく検討して作成された「表15 帝国議会の活動」は、帝国議회를位置づけるにあたって、最も参照されねばならない基礎的かつ重要な表として、学界での参照・引用が期待できる密度の濃いものとして完成している。

議会活動がどのように展開されていたのかをこの表によって確認するのが、本章の意味である。明治期には、政府提出法案より議員提出法案のほうが3割上回っていること、大正期にはそれが逆転し、昭和戦前期にはその差が拡大すること、が提出法案数から確認できる。成立率では、明治期の17.9%が、大正期7.6%、昭和戦前期2.8%と急落して、「議員立法の存在意義が疑われるほどになっていく」。修正率も同様の傾向が確認できる。明治期には37.1%だが、大正期には18.1%、昭和戦前期には10.1%と急速に低下する。

建議数の年平均可決数では、明治期29件が、大正期87件、昭和戦前期161件と拡大している。大正期・昭和戦前期には同時期の議員提出法案数を大きく上回ることになる。請願の年平均可決数では、明治期380件、大正期1064件、昭和戦前期837件と推移している。

こうした分析結果から、「議会の活動は時代が下がるにつれて、議員立法、政府法案の修正といった議会自らが行う直接的政策形成活動から、建議・請願を政府に送付して、政府に対して立法を含む施策の実施を求める間接的政策形成活動へと急激に重心を移行させていった」(174頁)、議員法案数が政府法案数を下回り、議員立法率が急落し、政府立法率が上昇、建議と請願の年間可決・採択数が急増するなどの特色をはじめて見せるのは、日清戦後期であること、などが明らかとなり、「日清戦後経営」期の重要性が、帝国議会の活動から明確に示されることになる。

日本国憲法下の国会については、制度上の変化を考慮して、議員立法率と修正率の比較ができる。議員立法率では、大正期・昭和期よりかなり高いが、明治期には及ばない。修正率では明治期をかなり下回っている。「明治期はわが国憲政史上最も高率で議員立法を行い、政府法案の修正を行っていた」(176頁)のであり、立憲制の施行という点で大きな成果を挙げていた時期と認められる。

こうした活発な活動を可能にしていた諸条件についても、本論文は検討を試みている。①政党や貴族院グループなどにおける政務調査機関の設置、②天皇による法律不裁可権が一度も使われなかったことに見られる、立憲制の枠を守った政府の自制的姿勢の維持、③民党と政府の提携、④現状を直視した試行錯誤を伴う制度の創設、⑤帝国議会が終始民間産業助成政策に関心を持ったこと、が指摘できる。

#### 「総括」

論文全体の分析に対する総括がなされる。

第一に、民間産業助成政策は広い分野にわたり、大企業から中小企業、農業も含んでおり、産業の特性に応じてさまざまな助成手法が駆使され、きめ細かな配慮もなされていることが明確となった。助成手法では税の減免策をとるものが、補助金交付件数を大きく上回り、税の減免策の検討が、当該期の民間産業助成政策を検討する場合、不可欠の課題であることが大きな問題提起として示される。

第二に、法案数が多い農業分野では、体系的とも言える助成策が採られ、明治後半期の農政における基本的枠組みを構成する重要法案が成立している。製造業では貿易振興策と連動させながら、育成が図られていった。運輸関係を除いた民間産業助成総額は、同期間の農商務省一般会計歳出総額の約8割に達し、ようやく実現された地租増徴額の8割に及ぶもので、これらの殖産興業政策は「決して安価といえるような政策ではなかった」(186頁)と従来の見解に修正を迫っている。本来大きなものと指摘されてきた運輸関係助成政策を含めると、おなじく農商務省歳出の1.6倍、その年平均額でも地租増徴額の1.7倍に達する巨額なものであった。こうして「日清戦後経営」期の殖産興業政策の全体像がはじめて見えてきたのである。

第三に、成立した民間産業助成政策の三分の一が議員法案であり、修正や政府と対決しながら

ら法案を成立させ、後に政府政策となるものなど、議会在活発な活動を行っていたことが明らかとなった。それは建議・請願など、間接的政策形成活動においても同じであり、帝国議会は、民間産業助成政策の形成で大きな役割を果たしていたことが特筆されねばならない。官僚主導で「日清戦後経営」期の殖産興業政策が成立していった、とされる従来の研究は「議会は、独自の直接的間接的政策形成活動を活発に行い、民間産業助成政策は政府と議会の共同作業で形成された、と表現できるほどその形勢に深く関わっていた」（188頁）と訂正される必要がある。

## 2. 審査結果の要旨

本論文は以上のような内容を持つ。「日清戦後経営」や「殖産興業政策」など定説となっている歴史用語の見直し、解明という現代歴史学が現在進行形である課題に、積極的に取り組み、丹念な史料分析と解明により、設定されたテーマの歴史的解明に努力し、学界への問題提起をいくつか行うことに成功している。修士論文以来続けられてきた真摯で熱のある研究姿勢には感服するものがある。

その結果、少なくとも以下のような諸点において通説を大きく修正する貴重な成果をあげている。

第一に、これまで「日清戦後経営」期の殖産興業政策を、造船や海運など法案上もわかりやすい政策で説明し、資本主義確立に結び付けていた。本論文は、わかりにくい帝国議会の議事録や予算・決算書を渉猟し、精緻に分析して、実はその他の製造業や貿易振興策、農業までも含めた広い分野の政策であったことを明らかにしている。ここまで網羅的に各法案の成立過程を追究した先行研究はない。また補助金政策だけではなく、税の減免策という手法が大きな分量を占めていることを示し、「殖産興業政策」の意味するところの拡大が必要だと問題のありかを提示している。これは当該期にとどまらず、明治初期を含めて、民間産業助成政策を検討する場合に、必ず含めなければ、分析とはならないことになる刺激的な問題提起である。

第二に、帝国議会の議事録を丹念に読み、政府法案と議員法案を丁寧に振り分け、分析を進めていったこと。それを行う際、経済史・経営史・貿易史など広い範囲の最新の研究を読み取り、多くの新しい見解に到達していることが指摘できる。黄燐やコブラの輸入に関する措置などは、アジア間貿易を重視して、在来産業の果たした役割をより高く評価して、当該期の貿易構造の解明を行っている諸研究とマッチし、殖産興業政策と貿易政策がリンクして進んでいることが構造的に明らかとなる。

第三に、初期議会从日清戦争後の帝国議会への推移をどう評価するのか、という点に関わることである。これまで、政府対民党の対決・対抗から、日清戦争期の挙国一致議会を経て、妥協政治へと描かれてきたことを、政策の内容や立法過程を丹念に追跡することにより、議会の成熟過程と評価できることが明らかとなった。議会在政策形成について成熟し、政府で

も対応が訓練されてきたことにより、日清戦後の政党内閣への道のり、とりわけ1898年の憲政党内閣の成立をめぐり、政治史から近年指摘されるようになってきた、憲政党内閣の政治的可能性について、帝国議会の活動を通じて再評価できることを、本論文は示している。議会と官僚の研究としても大きな意義を持つと考えられる。立憲制という大きな国家的制度を、言葉の上で示すのではなく、公開の場である帝国議会で政府・官僚と議員が緊張を持って成熟させてきた事実に、本論文は気づかせてくれる。

本論文は研究として大きな意義を持っていることを審査員一同認めるところであるが、今後研究を進めていく上で、発展の余地があると判断されるいくつかの箇所を指摘できる。

第一は、税の減免策である。ここに注目し、歳出分析を徹底的に行った点は、本論文の独壇場である。新しい法律の制定は見えやすく、分析しやすいが、税の減免という政策は見えにくい。この問題を摘出しただけでも本論文は、通説に対する強い批判を示していることになるが、当該期は増税期でもあり、本論文の指摘に従えば、減税と増税が同時に成立していることになる。政策体系としてどう理解できるのか、という点について、合理的な説明をする必要がある。もっとも租税史という分野は遅れている研究分野でもあり、自ら開拓することも必要かもしれない。

第二は、農業政策の充実について、この時期の特有の条件をより厳しく認識し、法案評価に結びつける必要がある。資本主義に適合した農業の育成が課題に入っていたこの時期に、農村を襲ったのは水害で、1885、1889、1896、1907と相次いだ。これに帝国議会在動するのは当然で、地域を支持基盤として固めたからこそ帝国議会在この時期に力を持つようになる、という認識を持つことが必要ではないか。帝国議会在の外の条件を加味して政策評価をすることも求められるべきである。

第三は、議員の支持基盤や政策要求団体を再検討し、取り込むことがいっそう求められる。商業会議所の動きについては吸収しているが、農事組合や帝国農会、政府機関の農商工高等会議などを十分取り込めなかったのは惜しまれるし、今後の追究が必要であろう。

以上いくつかの点において課題を残してはいるが、本論文を発展させる中で解決される問題として考えることもできる。本論文「総括」において、「日清戦後経営」期をはさむ前後の時期、初期議会期と日露戦後経営期を分析することの必要が自覚的に記されているのも、その表現といえよう。

以上の諸点に鑑みて、本論文が、「日清戦後経営」期の民間産業助成政策の解明に大きく成功し、新しい事実の発掘と、大きな問題提起を行ったことは疑いのないところであり、博士(文学)の学位を授与するにふさわしい業績であると判定する。

## 博士学位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	高野 昭雄 (京都府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第45号
学位授与の日付	平成20年3月25日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	近代都市の形成と在日朝鮮人 —京都市を事例に—
論文審査委員	主査 原田 敬一 (佛教大学教授) 副査 青山 忠正 (佛教大学教授) 副査 水野 直樹 (京都大学教授)

### 1. 論文の概要

本論文は、昭和戦前期における京都市の市域拡張を、最底辺から支えた朝鮮人労働者について、全体像を整理し、さまざまな新しい事実を発掘して、近代都市形成史の中に位置づけなおした、画期的な論文である。これまでの近代都市形成史研究では、生活と労働が視野の中に入っているにもかかわらず、朝鮮人労働者を取り上げることさえ少なかったが、本論文は、本格的に視野の中に入れ、緻密な史料調査と分析を経て、「もう一つの郊外」「もう一つの京都」を描くことに成功している。その構成と内容要旨は次の通りである。

序章 課題を設定し、視点と分析方法を示している。

現代の京都市の骨格となる道路や住宅地区整備は、ほぼ1930年代に実施された。これらの都市計画や社会的基盤整備事業は、1920年代以降の大規模な市域拡張とともに行われる。1920年代の「都市化」は、同時に全国で進行し、地方から多くの流入者を迎えることになった。京都市は、1918年、1931年に大規模な市域拡張を実施したが、編入された「新市域」では、都市計画に基づく土地区画整理事業が進み、工業用地や住宅地が形成されていった。これらの事業に、朝鮮半島から移住してきた朝鮮人が従事していたことは知られてはいたものの、歴史研究の対象として取り上げられることはほとんどなかった。僅かに、河明生氏や外村大氏の先行研究があるが、京都市の総合的な分析とはなっていない。また被差別部落が朝鮮人の居住地域として指摘されてきたが、はたして実態に即した見解なのかどうか、再検討の余地がある。

京都市が指定した「八大不良住宅地区」以外にも「不良住宅密集地域」と認識されていた地域は存在し、行政の調査も行われていた。それらの史料や統計を綿密に検討することにより、

朝鮮人の居住実態が明らかになるはずである。その地域として、編入後の「新市域」の分析に焦点をあてる必要がある。被差別部落史研究と在日朝鮮人史研究とを橋渡しし、同一地平で検討することも、本論文の課題として設定している。

近代都市史研究、在日朝鮮人史研究、被差別部落史研究という大きな分野の研究を結びつける、実証的な検討が本論文の特色である。

第一章「市域拡張と都市下層」は、従来の都市史研究では十分に活用されてこなかった学区別の統計を駆使して、戦前期京都市の市域拡張と人口増加の様相を数量的に把握する。その中で都市下層社会の状況について、被差別部落以外のデータを含む、京都府学務部社会課編『少額生活者に関する調査』(1933年)を使用することにより、「(八大) 不良住宅地区」と表示される大規模被差別部落にとらわれず、全体像を数量的に把握している。

第二章「在日朝鮮人の就業状況」は、京都市に流入した朝鮮人の全体状況を把握することを目標とする。戦前期京都市における朝鮮人の流入を論じた先行研究では、いずれもその対象を「不良住宅地区」に限定しておこなってきた。本論文では、まず「不良住宅地区」の比重を明らかにするために、朝鮮人の居住地域・学区の人口動向を調査し、数量的な把握を行う。それぞれでの朝鮮人の就業状況も分析した。その結果、併合前の旧市域の「不良住宅地区」に流入した朝鮮人は、土工をはじめとする自由労働者の比率が高かったのに対し、旧市域の「不良住宅地区」周辺部に流入した朝鮮人は、友禅染工をはじめとする各種職工の比率が高かったことが明らかとなった。先行研究では、「不良住宅地区」やその周辺部に朝鮮人が流入したと語られることが多かったが、「不良住宅地区」とその周辺部では、流入した朝鮮人の職業構成に大きな違いがあることが明らかとなった。京都市では被差別部落が周囲から孤立している状況にあり、工業の発展が大きかった大阪市とは異なる様相を示している。さらに1931年に京都市に編入された「新市域」では、編入後に社会基盤整備事業が活発に展開されていたことを背景として、流入朝鮮人の職業として自由労働者の比率が高かったことも明らかとなる。

このように、朝鮮人の流入について、「不良住宅地区」以外の地域も研究対象とすることにより、「不良住宅地区」以外の地域だけでなく、「不良住宅地区」そのものの状況も、先行研究より明確に整理する結果を得た。

第三章「被差別部落と在日朝鮮人—崇仁地区を事例に一」は、京都市最大の「不良住宅地区」とされた崇仁地区の状況を、崇仁小学校『学齡簿』のデータを用いて、朝鮮人の流入とともに考察し、第二章の結論を裏付けるとともに、より精密な分析を行っている。

崇仁地区は京都駅に近いという地理的要因もあって、他の「不良住宅地区」に比べると、人口の流動性が高く、とりわけ流入面では、滋賀県・奈良県の特定の被差別部落からの流入が目

立っており、それぞれ出身地域ごとに固まって居住する傾向が見て取れる。通婚などの交流が活発だったと推定できる。

人口動態の分析から、戦前期崇仁地区における人口増加のほとんどは、朝鮮人によるものであったと判明した。崇仁地区に流入した朝鮮人は慶尚南道出身者が多く、中でも固城郡など特定の郡、さらには永吾面など特定の面に本籍を持つ者が多かった。これは地縁・血縁を頼って朝鮮人が流入したことを示している。

朝鮮人は、その多くが川端町・屋形町といった崇仁地区内で最も居住条件の悪かった低湿地に流入した。川端町・屋形町を中心に、朝鮮人が集まって住んだと思われる密集番地が見られる。朝鮮人密集番地の中には、日本人流入者も集住したところがあった。こういった朝鮮人が居住していた低湿地は、洪水の被害が大きく、1935年の大水害後には、被差別部落住民と朝鮮人が一緒になって、水害救護金不公平配分糾弾闘争を闘うという場面も見られる。

崇仁地区居住日本人の多くが、靴・履物などのいわゆる部落産業に従事したのに対し、同地区居住朝鮮人は、これらの仕事にほとんど従事しなかった。朝鮮人の多くは、土工・手伝・失業対策事業などの日傭労働に従事した。崇仁地区における日本人と朝鮮人の共通の仕事は、土工などの日傭労働であった。朝鮮人は、これらの日傭労働に従事しながら、家族を養い、定住していった過程が解明された。

第四章「吉祥院地区における朝鮮人の流入過程」は、京都市で朝鮮人人口率が最も高かった南西部郊外の吉祥院地区を取り上げ、被差別部落や桂川の河川敷に住みついた朝鮮人の生活と労働を研究対象としている。先行研究では、被差別部落史においても、在日朝鮮人史においても、大都市郊外の被差別部落や半農村地区が研究対象となったことはほとんどなかったから、その意味でも貴重な研究となっている。この章では、「京都市民生局所蔵史料」ならびに新聞史料を駆使することにより、土地区画整理事業や砂利採取業、新京阪電車敷設工事などと朝鮮人の結びつきを明らかにするとともに、被差別部落と朝鮮人の関係も、先行研究から一步先に進んだ分析を行っている。

朝鮮人密集地の一つとなっていた吉祥院部落は、周囲の工業地帯から孤立し、土建業と砂利採取業が中心産業になっていた。吉祥院部落に流入した朝鮮人は、被差別部落の縁辺部に建てられたバラックに住み着き、土工や川砂利の採取夫として就業していった。土建業と砂利採取業が中心産業となった吉祥院部落は、就業条件と居住条件に比較的大きな許容力があり、朝鮮人が家族で定住する条件を備えていたことが明らかとなる。

新京阪電車の敷設工事に従事していた朝鮮人労働者は、西院付近に住んでいたが、工事が終わると、新たな居住地を探さねばならなかった。彼らが居住先として選んだのが吉祥院の桂川河川敷であった。河川敷は、洪水の被害も大きく、きわめて居住条件の悪い場所であった。しかし、この河川敷ですら安住の地とはならず、朝鮮人は再び立ち退きの対象となっていく。京

都市の社会的基盤整備事業を支えた朝鮮人は、厳しい居住条件の中にあつたのである。

こうして吉祥院部落とその周辺が朝鮮人密集地となっていく。吉祥院部落は、周囲の工業地帯から孤立し、土建業と砂利採取業が中心産業となっていた。吉祥院部落に流入した朝鮮人は、被差別部落の縁辺部に建てられたバラックに住み着き、土工や川砂利の採取夫として就業していった。土建業と砂利採取業を主な産業とする吉祥院部落は、就業条件と居住条件の面では比較的大きな包容力があり、朝鮮人が家族で定住する条件を備えていたことが明らかとなる。

彼ら、土建業と砂利採取業に従事した朝鮮人労働者については、土建業大手となっていく大林組や、京都を基盤とする増田組が関わりを持っていたことも明らかとなった。

第五章「上賀茂地区における朝鮮人労働者—すぐき・屎尿・砂利—」では、京都市北部郊外の上賀茂地区を分析対象とする。在日朝鮮人史に関する先行研究では、ほとんど触れられてこなかった京野菜栽培と朝鮮人の結びつき、屎尿処理業と朝鮮人の結びつきを、農業経済学の研究成果も取り入れながら、解明している。

戦前期上賀茂地区では、産業の中心が、すぐき栽培を中心とする農業であった。すぐき栽培には、他の作物とは段違いに多い人糞肥料が必要であった。この人糞肥料(屎尿)を汲み取り、運んでいたのが朝鮮人だった。京都市では1922年から市営の無料汲み取りを実施していたが、急激な人口増を原因として、1924年から有料汲み取り事業に移行した。それでも都市部の屎尿は処理しきれず、そこに日稼的に屎尿汲み取りを行う朝鮮人の活躍する場があった。彼らは上賀茂にも集住し、生活を安定させていき、そのリーダーは学区会議員選挙でも当選するほどの力を持つようになっていた。

また上賀茂地区は、賀茂川が山間部から平野部に出てくる場所にあり、砂利の堆積層が厚く、砂利採取業の好適地となっていた。砂利採取業は、夏は強烈な反射熱に、冬は寒い川風にさらされ、過酷な労働環境にあった。他に仕事を見つけれない多くの朝鮮人労働者は、その条件を乗り越えて砂利採取業に従事していた。屎尿汲取業と砂利採取業の両方が産業として成立する上賀茂地区は、京都市有数の朝鮮人集住地区となっていた。

昭和戦前期には、京都の市街地は大きく拡大し、かつての市電軌道最外郭線(北大路通、西大路通、九条通等)の建設など、現在の京都市の骨格を形作ることになる数多くの社会的基盤整備事業が展開されていた。それらの土木工事の基礎にある砂利採取業を支え、増加する人口によって深刻化していた屎尿汲取を支えていたのが朝鮮人労働者であった。これらの職業に従事することにより、朝鮮半島から家族を呼び寄せ、定住していった、というのが京都市に流入してきた朝鮮人の生活と労働の一面であった。

本論文の第三章から第五章で取り上げた、崇仁地区、吉祥院地区、上賀茂地区は、いずれの地区においても、1930年代以降朝鮮人女性の比率が高まっており、家族での居住が進行していたと推定される。これらの地区で朝鮮人労働者が従事していた職業は、土工・砂利採取業・屎

尿汲取業などを主としていた。従来、朝鮮人が従事した職業は不安定で、移動性の強い単身者が多い、とあいまいに語られることがあったが、本論文の分析により、大都市郊外では、逆に家族定住を可能にするほど、相対的に安定した職業が存在していたことが明らかとなった。

#### 「終章—本研究の成果と今後の課題」

京都市に流入した朝鮮人は、「不良住宅地区」に居住したのはわずか8%で、周辺部である「新市域」に居住した朝鮮人が圧倒的に多いことが判明した。「旧市域」においては、「不良住宅地区」に居住した朝鮮人は、土工をはじめとする自由労働者の比率が高いが、その周辺部に居住した朝鮮人は、友禅染工をはじめとする各種職工の比率が高いことも明らかとなった。この状況は、朝鮮人労働者の特徴に由来するというより、工業化の進展度が遅い京都市の条件によるものであり、工業の発展した大阪市とは異なった状況であった。

具体的な事例研究として最初に取り上げた崇仁地区では、居住する日本人の多くが、いわゆる部落産業に従事したのに対し、朝鮮人の多くは、土工・手伝・失業対策事業などの日傭労働に従事した。朝鮮人は、これらの日傭労働に従事しながら、家族を養い、定住化していった。

第二の事例である吉祥院地区では、土地区画整理事業や砂利採取業、新京阪敷設工事などと朝鮮人労働者の関係を浮かび上がらせることができた。ここでも周囲の工業地帯とは孤立して、土建業と砂利採取業が中心産業となり、家族とともに定住化する道をたどった。

第三の事例である賀茂川地区の分析では、農業であるすぐき栽培と朝鮮人労働の結びつきを解明している。尿汲取業と砂利採取業に従事した朝鮮人も、上賀茂地区に家族とともに定住化していった。

こうしたいくつかの事例からも、「在日朝鮮人は、近代京都の市域拡張を底辺から支えていた」(189頁)ことが明らかとなった。

## 2. 審査結果の要旨

本論文は以上述べたような優れた内容を持っている。先行研究の限界・弱点を踏まえて、「近代京都の形成と朝鮮人」という新たな問題設定を行い、綿密な文献史料調査、地域の実地調査などに取り組み、近代都市史研究を塗り替えるような、新しい発見をいくつも行き、学界への鋭い問題提起を行っている。統計資料の丹念な検討や、従来十分活用されてこなかった史料の読み直しや分析など、今後の研究の発展を期待させる論文として完成している。

従来の通説を大きく修正する成果として、次のような指摘ができる。

第一に、膨大とも言える人口統計を綿密に行うことにより、朝鮮人の居住形態を明らかにできたこと。これは従来の諸研究がいわば安易に「不良住宅地区」にのみ焦点をあてて分析してきたことに対する痛烈な事実の指摘であり、統計の処理などを適切に踏まえたうえでの新見解であり、信頼するに足る。

第二に、従来活用されていない行政資料の活用という、今後の研究者に示唆を与える方法の提案である。崇仁小学校の「学齢簿」は研究センターに所蔵されていながら活用されず、本論文が初めて本格的に使用したものである。この史料の活用により、朝鮮人家庭のありようを、具体的に語るができるようになった。吉祥院地区の業者の様相を明らかにするために使われた「電話帳」や「商工人名録」も、近代都市史研究での手法の応用とはいえ、本論文のテーマの中で使用されたことは特筆すべきだろう。第五章で使用した、橋本元論文は、1935年の『京大農業経済論集』に掲載された、古典的先行研究ともいべきものだが、これを再活用して事実の確定に利用できることを発見したことも、史料利用の手法として今後生かされるだろう。

第三に、「近代京都と朝鮮人」というテーマは無視されるか、見過ごされてきた。ある学校の運動場建設には朝鮮人労働者が多数いたにもかかわらず、学校史に記載されなかった、という指摘も本論文にあり、市域拡張と都市基盤整備事業を主とし、農業との関わりを加えたに過ぎないとはいえ、朝鮮人の労働と生活を明らかにしたことは、「もう一つの郊外」「もう一つの京都」を描き出すのに成功している、と高く評価できる。

日本による植民地経営、とりわけ1910年代以降の土地調査事業・産米増殖計画の進展とともに押し出されるように「内地」へと移住してきた朝鮮人にとって、大都市の社会的基盤整備事業への参加は生活を支える重要な契機であり、今後の大都市研究にとって取りこぼすことの許されないテーマとして、学界に鋭く突きつけられた、とも言える。こうした事例発掘や研究が進展することが、日本近代史研究の新たなステージを作っていくうえで重要であり、貴重な示唆となっているとみなすことができる。

本論文は研究として、以上のような意義を持つが、歴史研究として見た場合、次に述べるように、いまだ発展の余地を残すと思われる部分も挙げられる。

第一は、朝鮮人の日本人社会との関わりが、より多くの側面から分析されることが必要である。本論文で、1935年の水害救護金不公平配分糾弾闘争や学区会議員選挙や市会議員選挙への取り組み、保育所の運営などが指摘されているが、これらは朝鮮人を差別する日本国家や社会への異議申し立てという側面だけでなく、積極的に「内地」で生き抜いていく過程での、いわば生活闘争の側面を持っていると思われる。こうした出来事はしだいに日常茶飯事になっていくだろうし、それだけ当たり前になっていくのではないかと推測される。多様な側面の解明を行うことにより、日本社会の新しい姿が描けるのではないか。「もう一つの郊外」にとどまらず、「もう一つの日本」を描くことを期待したい。

第二は、府下の朝鮮人にも目を向ける必要である。市域拡張とその後の公共事業の展開が、新たな労働力として朝鮮人労働者を受け入れさせ、家族とともに定住化の道を歩むことになった、という本論文の分析は、実証の点でも確かであるが、第五章の農業との結びつきまで発掘

していることから考え、1930年代には府下に1万人を超える朝鮮人居住が見られることが指摘されている（第一章）ことを、次の分析対象とし、朝鮮人労働者がさらに広がりを持って居住・定着していく可能性を追究していくことが望ましい。日本帝国の崩壊により、いわば他律的に植民地支配の放棄に及んだ日本ではあるが、敗戦がなければ、違った国家や社会のあり方があったと思われ、それには移住してきた朝鮮人の労働と生活を実態に即して解明することが望まれる。

第三は、日本人と朝鮮人が持った相互意識の問題を追究することも今後必要であろう。差別意識をどのように解決するのかは、21世紀に至るも日本社会が達成できていない大きな課題であることは、誰も認めることである。朝鮮人が「不良住宅地区」に住む場合と、そうでなく「新市域」に住む場合とが、労働可能性の有無で切り取られている、という批判が本論文にはできる。いわゆる「労働下宿」の存在やその受け入れ可能性なども検討されねばならないが、被差別部落をめぐる意識の問題も、朝鮮人労働者の問題と切り離さず検討することが必要だろう。

第四に、調査手法のいっそうの広がりが求められる。本論文では1箇所ハンブルで発行された新聞史料が使われているが、ソウルなどで発行されたハンブルの新聞にも、「内地」在住の朝鮮人に関する記事が掲載されている、という状況から考えて、「外地」の資料調査も必要であり、地域での聞き取り調査もいっそう綿密に実施されることが必要であろう。

いくつか課題が残っていることは明らかであるが、在日朝鮮人史研究という大きなテーマを、本論文のみで究明することを求めるのは、過重な要請であろう。学界で既に活躍を始めている著者のことであるから、他の研究者との共同作業も含めて、いっそうの前進を期待できる研究である。

以上の諸点から鑑みて、本論文が日本近代都市史、在日朝鮮人史、被差別部落史の諸研究の交差する地点を突き固め、実証的に確かめる作業を進め、新たな問題提起を行っていることは確かである。博士（文学）の学位を授与するにふさわしい、優秀な業績であると判定する。

## 博士學位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	渡邊大門(京都府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第46号
学位授与の日付	平成20年3月25日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第5条
学位論文題目	戦国期赤松氏領国における守護代・国人の研究
論文審査委員	主査 今堀 太逸 (佛教大学教授) 副査 田中 文英 (佛教大学教授) 副査 渡邊 忠司 (佛教大学教授)

### 1. 論文の概要

本論文『戦国期赤松氏領国における守護代・国人の研究』は、B5版1頁60字×20行の205頁からなる大冊であり、序章、本編6章14節、終章2節より構成されている。

序章4節において、戦国大名研究の現状、赤松氏研究の現状、赤松氏の研究史料、本研究の課題・目的を紹介しているように、戦国期における赤松氏の研究は、近年盛んになってきているが、個別の守護代・国人の事例析出に止まっているのが現状である。

そこで、本論文においては、赤松氏の配下にあった守護代・国人層の実態の解明をとおして、戦国期における赤松氏の領国の支配構造を明らかにすることを課題とした。全6章を通して、赤松氏領国の解体の主因が、守護代・国人層の自立化、とりわけ彼らのなかに在地領主的存在から戦国大名への志向があったことを解明した。

また、その赤松氏領国の解体、国人層の成長と自立化をとおして戦国大名論を展開するとともに、戦国大名の近世大名化へのみちすじを提示している。

### 2. 各章の概要

#### 第1章 戦国期赤松氏の領国構造

第1節「領国支配の構造」では、赤松政則・義村の守護職就任過程において、守護代・国人層の意志が大きく尊重されたことを指摘、また赤松氏の同族・庶子が必ずしも惣領家に従順ではなかったことを明らかにするとともに、赤松氏が幕府＝守護体制の枠組みに規制されていたことを、栄典授与と財政的側面から論じる。

第2節「領国支配の展開」では、赤松氏が領国支配を安定的に進めるために、家法の制定、奉行人制の確立をすすめたが、やがて浦上氏ら有力被官層が成長し、支配機構の一翼を担うと

ともに、文書発給権を梶子に台頭したことを検討する。

本章の考察では、赤松氏権力が守護職を授与する幕府をはじめ、有力被官人等から制約を受けていることより、守護権を梶子にして有力被官人等と領国の共同支配を行っていた実態を明らかにする。幕府の衰退とともに、守護の権威が喪失されると、守護権は下降分有され、各地で地域権力が形成されたのである。

## 第2章 西播守護代赤松政秀の権力形成過程

第1節「龍野赤松氏の系譜」では、龍野赤松氏の系譜について検討し、同氏が嘉吉の乱以前における守護代の系譜を引く一族であること、もとは古参に位置する有力者であったことを指摘した上で、第2節「守護代権力の確立過程」、第3節「守護代権力の構造」において、郡代との関係、及び赤松氏被官人との関係を分析するとともに、在地に独自の基盤を築いたことを明らかにした。

龍野赤松氏は、赤松氏庶子の盛岡氏や在地の有力者の円山氏を郡代に取り組みることにより、守護代権力を確立したのであり、また、政秀没後の龍野赤松氏が裁判権等を掌握することで、地域権力へ展開することを指摘する。

## 第3章 東播守護代別所則治の権力形成過程

本章では、3節にわたり東播守護代であった別所則治の権力形成過程を考察した。

別所氏の台頭する過程から考察し、山名氏の播磨国侵攻をきっかけに台頭する経緯を明らかにする。赤松氏の一族といわれている別所氏が龍野赤松氏とは異なり、家臣としての新興勢力であり、軍事力を武器に当主と近い関係になったことを指摘する。

また、それに加え、別所氏の東播八郡支配と家臣団編成の特色から、その権力の形成過程の実態を論じた。別所氏は郡代の補任権を掌握し、一族を充てることにより、同族内での家中を形成し、やがて浦上氏と肩を並べるほどの権力者へと成長したのである。

## 第4章 戦国期における播磨国伊和神社と宇野氏

本章では、宍粟郡に確立した宇野氏の領域支配について、播磨国一宮伊和神社との関係を中心に考察した。

第1節では、15世紀後半における伊和神社および惣社と赤松氏との関係を検討し、伊和神社との深い関わりを持っていた赤松氏が、永正末年頃を境として惣社との関係を強めることを明らかにした。

第2節では、16世紀における伊和神社と宇野氏との関係を分析し、赤松氏と伊和神社との関係が薄まって以降、宇野氏が伊和神社の造営・祭礼に深く関与していく経過を明らかにした。宇野氏は伊和神社の祭祀権の掌握を契機として、地域権力へと成長するのである。

## 第5章 戦国初期の宇喜多氏について

—文明～大永年間における浦上氏との関係を中心に—

本章では2節にわたり、従来浦上氏の家臣とされてきた宇喜多氏が、そうではなく備前国金岡荘周辺を基盤とする自立した領主権を持つ存在であったことを論じた。宇喜多氏が浦上氏の家臣であるとの説は、軍記物語の影響を多分に受けての誤りであることを指摘している。

宇喜多能家の代には、浦上氏と赤松氏との対立を機に、その軍勢力を梃子として台頭し、浦上氏とは軍事的なゆるやかな従属という形で存在したのである。つまり、備前・美作においては、強固な主従関係によるのではなく、中小の領主層が同盟関係を築くことがその本質であったことを指摘する。

## 第6章 中世近世移行期における宇喜多氏の権力構造

第5章を受けて、宇喜多氏が自立した領主権を保持していたことより、第1節「宇喜多氏権力の確立過程」、第2節「宇喜多氏家臣団の構造」において、直家以降の権力確立過程を、①在地との関係、②寺社との関係、③分領の形成、④領主間紛争の調停、⑤宇喜多氏家臣団の構造を検討し、中世近世移行期において宇喜多氏が確立した権力構造を明らかにした。

その結果、軍記物語の影響を受けて、宇喜多氏は浦上氏を裏切ったとの認識が強いものの、そもそも両者は対等な関係であったことを論証した。

## 終章 結論と今後の課題

戦国大名赤松氏権力の特徴は、守護権を核にした、庶子、守護代、国人ら被官層の結集にある。守護権そのものは、幕府から与えられた権威そのものであったと解することができる。当初、赤松氏に従った被官人層であるが、その権威(=守護権)の争奪をめぐり、鬭争を展開したのであるが、その方法は軍事動員による実力行使から、文書発給権の獲得など、さまざまであった。

やがて室町幕府の衰退とともに、守護がその役割を果たし終わると、被官人層は本格的な地域支配を展開し、守護赤松氏も地域権力の一個に過ぎなくなる。本来守護の持つさまざまな権限、例えば軍事動員権、検断権、裁判権、公役賦課権、寺社興行権等は、地域権力へと下降分有されたのであった。

一方、宇喜多氏の事例については、備前・美作が赤松氏領国の中でもその権威が及びにくい地であり、早くから中小の領主層が存在していた。こうした中で宇喜多氏は、備前国金岡荘周辺を基盤として成長を遂げ、浦上氏らと同盟関係を築きながら展開していくが、その点は、守護権を梃子に地域権力化した播磨の事例とは、大きく異なっているのである。

以上、全6章を通して、赤松氏の領国支配が、領国内の守護代・国人層などの在地領主層が自立化し、地域権力化することによって解体する過程を、史料の博搜と綿密な実証によって解

明した。そして、これらの守護代・国人層の地域権力化の多様な実態を分析することによって、戦国大名論にたいして貴重な論点を提示しており、この点をさらに総合的に追求することを今後の課題としている。

### 3. 審査結果の要旨

近年においても戦国期の研究は盛んである。公家、室町幕府、守護・守護代・国人層など、解明されなければならない研究対象は多く、それぞれに注目すべき成果や新たな論点が報告されている。特に戦国大名の概念規定は早くから論議されてきたが、近年、その存在の多様性とその具体的な実証の必要性が指摘されている。本論文の著者もまたその一翼を担う新進の研究者であり、播磨・備前・美作を中心に戦国期の研究で多くの論文を発表してきている。

本論文は、全6章に渡って、赤松氏の領国構造と支配構造を領国内の在地領主層、特に国人層に焦点を当てて、それら国人層が地域権力化する状況を綿密に検証している。応仁の乱(1467)前後を境にして、特に守護代浦上氏や別所氏、宇野氏らを事例として、守護赤松氏が守護代・国人層に支えられて守護の権威や支配権を維持しながらも、次第にその権威・領国支配権を蚕食され喪失していく経過を丁寧に考察している。

従来、滅亡・衰退の側面ばかりが注目されていた戦国期の守護赤松氏を対象に、その領国構造と支配構造を分析して、その全体像を提示した貴重な研究である。著者も指摘しているように、たしかに播磨・備前・美作の赤松氏領国においては、宇喜多氏を除いて、近世大名につながるような戦国大名は出ていないが、戦国期の社会や権力構造、あるいは在地構造を解明するうえで重要な地域であることは否定できない。しかしながら、そのような赤松氏領国において、著者が戦国期の守護および戦国大名の多様な存在の事例を提示した点は評価することができる。

これまで赤松氏関係の史料は多いとはいえ、研究も制約されていた。最近の各自治体史の刊行によって史料が増加し、研究の進展が見られるが、十分とはいええない。著者自身もまた、史料の制約を受けながらも独自に史料収集を進め、それを基礎にして本論文を完成させている。その意味では、著者自身の史料探索と収集も評価に値する業績といえよう。とはいえ、引用史料の読み込み不足がいくつか見受けられる。注意を促しておきたい。

今後、さらに追求・克服すべき課題もある。赤松氏の領国構造・支配構造を解明するとしながら、分析が守護の権威や権力構造、またそれを支える国人層の地域権力の行政的側面に偏り、まさに地域権力の基盤とする在地構造の分析が不十分であり、ほとんど触れられていない点である。これは今後十分に視野に入れて、史料の取捨も含めて追求すべき課題であろう。たしかに第4章で、播磨宍粟郡の宇野氏が、播磨一宮伊和神社の造営・祭礼や社領の保護などに深く関わることで、一定の領域支配をなしていたことを分析しているが、在地の構造については多く触れるところがない。

この点は史料的制約が大きき要因であろうが、それとともに最近の戦国期研究が権力論と地

域社会論に二極化している状況であろう。この傾向は今後克服される必要があることは著者も意識していることではあろうが、この点に対し、時流に流されない研究視角をもって、本論文を土台にした著者の今後の果敢な挑戦を期待したい。

本論文が、史料的制約の多いなか戦国期守護領国のもとで地域権力化する被官・国人層の動向を広く史料に基づいて具体的に実証した点を高く評価し、博士（文学）の学位を授与するに相当するものと認める。

## 博士学位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	村上真瑞(愛知県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	乙第43号
学位授与の日付	平成20年1月9日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第6条
学位論文題目	『釋淨土群疑論』の研究
論文審査委員	主査 福原 隆善 (佛教大学教授) 副査 岸 一英 (佛教大学教授) 副査 金子 寛哉 (大正大学教授)

### 1. 論文の概要

本論文は唐代初期の阿弥陀仏信仰者である懐感の主著『釋淨土群疑論』(以下『群疑論』)の内容の考究と、『群疑論』のテキストデータならびに索引の作成に関する研究である。

近年、『群疑論』に対する研究の態度は、一つは善導との比較をしながら検討を加えているものと今一つは法相唯識との比較の上で唯識思想における淨土教を把えるものがある。しかし『群疑論』そのものを総合的にまとめた形で研究したものは皆無といってよい状況であったが、最近金子寛哉氏の『『釈淨土群疑論』の研究』が出版されてきた。本論文は金子氏の研究に導かれながらまとめられたものである。

本論文は、まず序論において『群疑論』研究の視座が示されている。筆者は『群疑論』の主旨を善導教学のさらなる論理体系化をはかった書と把え、懐感が同時代の議論の場にあつて善導教学を宣揚することを目的としつつ『群疑論』を撰述したと論じている。

第一章は「懐感の著作と伝記」について述べられている。諸経録に記載されている懐感の著作の調査をすることによって著作を提示し、伝記は『隆闡法師碑』を詳細に検討することによって懐感の生存年代について言及している。

第二章の「『釋淨土群疑論』の諸本の考察」では、『群疑論』敦煌写本ならびに版本の整理を行ない、義山が諸本整理の上で刊行した宝永版の成立に至るまでの諸経緯についても言及している。

第三章「『釋淨土群疑論』における人間観」では、丁寧に『群疑論』の用例を抽出しつつそのデータに基づき、懐感の人間観に関する論述が三階教を強く意識していたものであったことを指摘している。また藤堂恭俊氏の「仏凡の人格的呼応関係」説を『群疑論』内に適用し、善導が主張する阿弥陀仏信仰内での仏凡の人格的呼応関係が懐感の著作においても確認できるとし

ている。

第四章『『釋浄土群疑論』における仏身仏土論』では、懷感が基の著作を念頭に置きつつ『群疑論』を作成したことを論じた上で懷感が提示する仏身仏土論について他受用身土説であったと指摘している。

第五章『『釋浄土群疑論』における浄土理解』では、まず三界撰不撰論を取り上げ、懷感は基の所説に注意を払いながら三界不撰説を提示していたと指摘している。

第六章『『釋浄土群疑論』における法相との対論』では、懷感自身が唯識思想を背景としても、何故に基などを対論者として議論を展開したかという問題について解明を試みている。本章では別時意会通説および別時意会通説に関する五念門説や本願説について言及されており、懷感が基の存在と所説を強く意識していたことが指摘されている。また第六節以後は有相無相論説が整理されており、丁寧に『群疑論』内の用例を抽出しつつ、懷感の所説が善導の影響を色濃く受けているものであることを論じている。

第七章『『釋浄土群疑論』に説かれる中有思想』では、中有説の展開の概略を整理した上で『群疑論』内の用例を抽出しつつ、懷感是有漏心の往生と中有を関連づけ得るものと指摘している。

第八章『『釋浄土群疑論』末注書』では、道忠の『探要記』をはじめとする諸註釋書の整理が行なわれている。併せて『安養集』所引の『群疑論』についても整理が行なわれている。

『『釋浄土群疑論』索引』では、『群疑論』のデータをCD-ROMにて添付した上でDOS上での『群疑論』のデータベースならびに索引の作成に関わる経緯が述べられている。

結論では、これまでの論述に基き『群疑論』の内容を善導教学への批判に対して懷感が理論的な対応を積極的に行なったものと捉え、『群疑論』を本願念仏の論理的体系化の著作として位置づけている。さらに「補遺」として『釋浄土群疑論』に関連する三点の論文が付加されている。

## 2. 審査結果の要旨

本論文は、まず序論において本研究の視座を明らかにしている。この分野の研究の態度として岸覚勇著『続善導教学の研究』、村地哲明稿「窺基作と伝えられる阿弥陀経疏について」(『大谷学報』42)、山本仏骨稿「懷感の浄土思想」(『真宗学』52)、千葉考史稿「懷感における善導の念仏思想の相承について」(『印度学仏教学研究』43・2)等の研究にみられるように『群疑論』は善導との比較の上で善導教学を唯識思想の立場から解明したもの、また島津現淳稿「懷感の浄土観」(『同朋大学論叢』39)、向井亮稿「世親造〈浄土論〉の背景(別時意)説との関連から」(『日本仏教学会年報』42)等の研究にみられる法相唯識との比較の上で浄土教解説書として捉えるもの、さらにいずれの説にも属さなく、金子寛哉著『『釈浄土群疑論』の研究』にみられる独自に『群疑論』そのものを引用経論等の詳細な調査によって考察したもの、

廖明浩『懐感的浄土思想』の懐感の思想そのものを忠実に理解する立場のものなどがあげられている。これらの立場に対して本研究では懐感が論述を展開する場合はまず相手の立場からの説明を展開し、その後自説を述べていくという手法をとっている。先行研究において最初の部分を懐感の説として理解し懐感の本意を誤解してきた傾向が強い、として自らの本論文の基本的立場を明確にし各章に取り組んでいる。

第一章の著作と伝記において、著作については諸目録を調査してはいるが、さらに諸目録の分野を広げて調査する必要がある。伝記については、伝記資料である『隆闡法師碑』を詳細に検討し、懐感の没年について金子説の聖暦二年（699）を修正し、久視元年（700）との見解を示した。

第二章の『群疑論』の諸本の考察では、宝永二年版（1705）、寛永二年版（1625）、桑誉了の筆本（1608—1616）、建長二年版（1250）の四本の詳細な対象をする方法等によって特に七寺本の後世に与えた影響を明らかにしている。ただ敦煌本との比較がなされていない。

第三章以下は『群疑論』における人間観や仏身仏土論、浄土論、法相との対論、中有思想など教学に関わる諸問題について検討が加えられている。人間観では①客観的立場から人間をとらえる②相手の立場に立つ人間観③主体的立場の人間観の三つの人間観を導き出しており、第三の立場こそ懐感の人間観の特色であるとし、善導の指方立相の立場から仏と衆生との呼応関係において従来法相の立場から解明を試みたとする見解に対し、善導の凡夫性にもとづく本願力の救済を示したのものとして法相の唯心的立場とは異なることを明らかにする独自の見解を示した。

仏身仏土論や浄土論においては、典拠とした論疏が『成唯識論』、『仏地経論』、『成唯識論述記』、『大乘法苑義林章』等であるとし、いかにも法相の立場から善導教学を理解したと受けとめられやすいが、その主張点は善導教学を支える立場を示しており、法相とは異なる報化二土説を重視し、独自の立場を示したものであって、決して法相の立場に追従するものではないことを強調している。また懐感三界摂不摂を問題とし、仏身仏土については他受用身、他受用土とし、善導の報身報土説を強調し、単に法相の立場から解説したものでないことを明らかにしている。三界摂不摂についても三界摂とする法相の立場ではなく、善導の不摂とする説を受けながらも独自の立場を明らかにしたことは従来理解とは異なる立場を示した。

法相との対論においては、主に浄土教別時意説に対し反論を加えた懐感の見解を述べている。この点についても従来の見解をこえて浄土教は別時意ではないとすることを五念門釈などを通じて懐感の理論武装をしながらも懐感自身の凡夫救済を説く阿弥陀仏の本願力による理論をこえた信の世界から善導の本意を伝えたいとする懐感の意趣に注目している。中有思想についても阿弥陀仏の本願力の増上縁の作用を強調するために弾指の頃に往生できる極楽であっても中有が存在するとする懐感独自の信仰心にもとづく見解を示したものと筆者が本研究における見解を補強している。

本研究の分野においてはまとまった研究がなかったが、最近ようやく金子寛哉氏の『『釈浄土群疑論』の研究』の発刊によって本格的研究の幕明けになったといってもよい。本論文は金子氏の研究に導かれて『群疑論』研究を推進する役目を果たすものとして大きな指針となるものである。

本論文の研究において評価すべき点は①懐感と基との対論を明示したこと、②『群疑論』のデータベースならびに索引の作成をしたことがあげられる。前者については、たとえば法相との対論において、十八円浄説の展開過程上に懐感を捉えなおすことで基の所説の影響力がいかに強かったかということ傍証しつつ、基に対する懐感の反論が具体的に示されている。このような積極的な指摘は従来の『群疑論』研究ではみられず、金子氏の研究においても積極的に扱われていない内容である。

後者については、『大正新脩大蔵経』のテキストデータベース (SAT) などが存在しなかった時代に、個人的作業として『群疑論』のデータベースならびに索引を作成したということ、しかもそのデータベースを活用して各章の論述を着実に展開したことはたいへん評価できる。

本論文は新たな研究成果やテキストデータを提示する一方で、いくつかの問題点も散見できる。まず『群疑論』の本文の現代語訳や原文理解についてであるが、原文読解やその内容の理解について再確認を要するところがある。また全体的な論述についても論考の体裁、深めかたに工夫を要する点、論旨の展開に際して根拠の曖昧な推論の積み重ねがみられる点、近年の研究動向を十分把握していない点、論旨が不明確な点などが指摘される。たとえば、三界摂不摂について、従来の見解に対しての本論文の独自性としている善導教学との比較をすることによってさらなる検討が必要であろう。

以上のように本論文は今後の課題は残しているが、金子氏の研究に端を発して難解な『群疑論』研究に道を拓いた研究として評価できるので本論文が博士 (文学) 学位に値するものと認定する。

## 博士学位論文の概要および審査の結果の要旨

氏名(本籍)	林 英 一 (東京都)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	乙第44号
学位授与の日付	平成20年2月27日
学位授与の要件	佛教大学学位規程第6条
学位論文題目	近代火葬の民俗学的研究
論文審査委員	主査 八木 透 (佛教大学教授) 副査 原田 敬一 (佛教大学教授) 副査 鈴木 文子 (佛教大学教授)

### 1. 論文の概要

林英一氏の博士の学位請求論文である『近代火葬の民俗学的研究』は、近年の民俗学においてきわめて重要な課題とされてきた「民俗の変化・変容の解明」という問題意識に立脚し、明治以降の時代に焦点を絞り、それまでの「土葬」から「火葬」への変化の実態と、「火葬」受容のあり方について、オリジナルな視座から探求した画期的な論考であり、文字数約330000字、400字換算で820枚を超える大作である。

本論文において林英一氏が目指したのは、単なる習俗としての「火葬」受容の歴史的解明や表層的な民俗変容の実態把握ではない。そこからさらに民俗世界の深部へと分け入り、「土葬」から「火葬」へ変化することによって、人々の死生観、霊魂観あるいは他界観がいかに変化したかについて、さまざまな角度から考察を加えるとともに、葬法の変化を「近代化」との関連において捉え、民俗における「近代」とは何かについて、さらに近代以降の火葬と近代以前の火葬の相違点に関しても解明せんと試みたところに、研究の斬新さが伺える。民俗学における「近代」に関しては、これまで多様な議論が積み重ねられながらも、未だに明確な結論が導かれていないのが現状だが、このような学問的基本命題にまで迫らんとしたところに、林英一氏の只ならぬ意欲とオリジナリティーが感じられるのである。以下、本論文の内容について紹介するに先立ち、まずその目次構成について示す。

はじめに

序 章 本論の課題と方法

第1節 本論の課題と方法

第2節 研究史

- 第1章 火葬の受容年代と受容理由概観
  - 第1節 民俗の近代化
  - 第2節 火葬の受容年代
  - 第3節 火葬の受容理由の概観
- 第2章 火葬の歴史的展開
  - 第1節 古代の火葬
  - 第2節 中世の火葬
  - 第3節 近世の火葬
  - 第4節 伝統的の火葬の形式
- 第3章 火葬をめぐる葛藤
  - 第1節 火葬禁止
  - 第2節 東京での火葬場建設に対する反対運動
  - 第3節 火葬導入の葛藤
  - 第4節 火葬への抵抗にみる葬法としての「火葬」認識
- 第4章 火葬と土葬の社会的差別化
  - 第1節 火葬と土葬の並立的展開の様相
  - 第2節 葬法の特化
- 第5章 日記にみる葬送儀礼の形式
  - 第1節 『市川家日記』にみる葬送儀礼の変化
  - 第2節 『昼間家日記』にみる葬送儀礼
- 第6章 火葬受容の個別地域的展開の様相
  - 第1節 焼場設置願
  - 第2節 火葬窯建造
  - 第3節 関東大震災による火葬窯崩壊
  - 第4節 伝染病死者の変遷
  - 第5節 火葬の普及
- 第7章 火葬受容の形式
  - 第1節 石神の土葬による葬送儀礼
  - 第2節 渡瀬による土葬から火葬への形式的変化の様相
  - 第3節 切井における葬送儀礼の変化の様相
  - 第4節 坂出市府中町西福寺の葬送儀礼の変化
- 第8章 火葬と埋葬の時間的關係
- 第9章 近代における火葬の受容—まとめに代えて—
  - 第1節 火葬と改葬

第2節 近世型火葬と近代型火葬

第3節 近代型火葬の歴史的展開

第4節 葬法と祖先祭祀

おわりに

引用文献

以下、各章ごとに、内容の概略と問題となるべき事柄について論評してゆくことにする。第1章「火葬の受容年代と受容理由概観」においては、まず「民俗の近代化」について取り上げ、研究史を丁寧に紐解きながら、結論的には「近代化」過程の原初の形成期として、明治から戦前までの時期を考えるという時代設定の前提を明示する。その上で火葬の受容時期について、膨大な量の調査報告書や自治体史を駆使しつつ、明治初年から昭和50年代まで長期にわたって受容が行われてきたことを示し、その中でも特に明治後期から大正前半期、昭和30年代から40年代、昭和50年代以降という3時期に火葬受容の転換期があったことを示す。さらに火葬受容の背景について、これも膨大な行政資料や民俗調査報告書を分析した結果、火葬導入が墓地拡散の回避を目的として行われたという事実を確認し、また火葬化によってそれまでの個人墓から家墓へと移行した例が多いことを示しながら、葬法の変化と家意識や墓制との相関性についても考察を加えている。

第2章「火葬の歴史的展開」においては、古代から近世までの火葬の実態について、主として文献史料を用いて論述している。中世の、特に室町時代から戦国時代における火葬事例がほとんど取り上げられていない点はやや気になるが、近世においては、土佐で江戸前期まで火葬が行われていた地域が、儒教思想の影響を受けて土葬に変わり、そのまま近代に至ったという事例をあげながら、儒教思想と葬法との関連性についても指摘するなど、新たな知見を提示しつつ、日本における葬法の歴史的展開について概観している。

第3章「火葬をめぐる葛藤」においては、まず、明治2年(1869年)に明治政府が出した「火葬禁止令」の背景について触れ、これは仏教を否定するものではなく、火葬が「皇国の国体」に背くものだとする観点から出されたものであることを提示する。さらにこの禁止令は明治8年(1875年)には廃止されるのだが、当時の新聞資料を丁寧に繙くことによって、そこには思想的にも生活的にも、火葬を必要とした人々がいたために、政府としてもそのような実態を無視することができなかったからだとする見解を導いている。また、東京における火葬場建設に対する反対運動に関して、多角的な分析を試み、その上で火葬を受容することに対する具体的な抵抗の理由として、「生まれ変わらない」、「火に対する恐怖」、「伝染病と勘ぐられる」、「神との関係」という4つの要素を抽出し、そこから、「土葬地区における火葬受容は新たに従来とは異なる葬法を受け入れるというものではなく、すでに定型化されていた社会的特定状況における葬法の拡大という形によるもの」と理解できることを見出し、そのために火葬受容

について葛藤が生じたとする結論を提示している。

第4章「火葬と土葬の社会的区別化」においては、1つの共同体内で土葬と火葬が混在している地域の具体例の分析を試みている。具体的には、土葬と火葬が対等の関係の基に成立している事例として香川県仲多度郡多度津町奥白方を取り上げ、また土葬と火葬のどちらか一方が他方に対して特別な意味を付与することで成り立っている事例として、青森県から熊本県に至るおよそ10の事例を取り上げて分析を加える。そして結論的には、土葬と火葬という「二つの葬法は宗教的対等性が保持されている例を除いては、対等に位置づけられているのではなく、片方が一方に優越するという形で受け入れられている例が多い。葬法を選択すべき社会的な意味と葬法とが密接に結びついているためであり、葬法が現世的な意味づけにおいて選択されているためである」と述べる。さらに「制度化は一般的葬法に対して、他方の葬法を特化させるが、その方向性は二通りである。一つは一般よりも低く固定化するもの、一つは優越するものである。前者は伝染病死における火葬の事例でもわかるように、社会からの排除の観念を包含し、積極的に特化する場合と、経済的事情などから、一般から上へはじかれる場合が考えられる。後者についても、当事者は優越的であるが、一般から上への排除の意識がみてとれるのである。火葬受容に対する葛藤は、このような特化を背景とした現実世界での排除へのおそれが根底にみてとれるのである」とする、火葬受容をめぐる人々の意識と観念的背景について、非常に興味深い新たな知見を提示している。

第5章「日記に見る葬送儀礼の形式」においては、近世末から近代初頭の具体的な葬送儀礼の変遷について、二つの日記史料を用いて分析する。具体的には、一つは南小曾木村（現東京都青梅市小曾木小布市）に伝わる『市川家日記』であり、これは安政6年（1859年）から明治30年（1897年）という、19世紀後半の約50年間にわたる日記である。もう一つは横浜市鶴見区獅子ヶ谷に伝わる『昼間家日記』で、これは明治43年（1910年）から大正7年（1918年）までの8年間の日記である。両日記ともに、人々の死や葬送儀礼に関する箇所を取り出して徹底的な分析を加える。具体的には死から葬礼に至るプロセスを詳細に抽出し、火葬と土葬の相違を基に、葬送儀礼の時間的展開や会葬者等の人間関係にも留意しつつ、忌明けまでの諸儀礼に関して多角的に分析している。大正時代においても近世と同様に、土葬と火葬が制度的に並立していることが考えられ、明治、大正に至っての土葬から火葬への傾斜は認められないことを結論としてあげているが、それだけの事実を発見するためだけなら、本章の記述はやや無駄に長大すぎたようにも思う。

第6章「火葬受容の個別地域的展開の様相」においては、火葬が一つの地域社会の中に受け入れられてゆく過程について、神奈川県綾瀬市の事例を例として詳細に検討している。明治13年（1880年）に神奈川県令宛に出された「小園村共同焼場取設願」を起点とし、順に年代を追いながら、昭和に至って火葬がいよいよ普及するまでの過程について、行政資料のみならず民俗調査の成果も合わせて用いながら論述している。

第7章「火葬受容の形式—火葬導入による葬送儀礼の変化」においては、土葬が行われていた地域での火葬の導入により、どのように葬送儀礼が変化していったかについて検討している。具体事例としては、静岡県天竜市石神の土葬における葬送儀礼の実態、埼玉県児玉郡神川町渡瀬の土葬・火葬双方の場合の葬送儀礼の流れ、岐阜県加茂郡白川町切井の土葬・火葬双方の場合の葬送儀礼の流れ、坂出市府中町西福寺の火葬による葬送儀礼の実態について詳細に報告する。それらの中で特筆すべきは、西福寺の葬送儀礼の分析から、土葬から火葬へと変化したことによって、「埋骨」の時間が変化したという興味深い発見について述べていることである。

「土葬では〈埋骨〉ではなく〈埋葬〉となり、〈埋葬〉が葬制の主であるために、葬儀の当日に行われることはいうまでもない。先に述べたように、〈埋める〉ことに主眼を置くならば、火葬は〈火葬〉と土葬の複葬的展開により成立していることになる。だからこそ〈火葬〉の導入による形式的変化が見られないといえた。しかし、〈埋骨〉は府中町西福寺の事例では葬儀の当日に行われていないのである。49日あるいは一周忌に〈埋骨〉される。このことは、火葬の導入が土葬の形式に包含される形で成立したといっても、そこに意識変化があったことが考えられる」と述べ、本論文の核心へ繋がりうる知見を示唆している。

事実上、本論文の核心に関わる内容を含んだ第8章「火葬と埋葬の時間的關係」においては、火葬の時間的位相に関して分析を試みている。具体的には、土葬と火葬との比較において儀礼の時間的流れに着目すると、火葬の時間的位相を異にする二つの方式が見られるという。それは、葬儀の前に火葬を行う形式と、葬儀の後に火葬を行う形式とである。そして、このような二種の火葬の時間的位相の背景について探ってゆく。火葬を受容した全国各地の事例分析から、火葬を葬儀前に行うケースと、後に行うケースはほぼ半々だとする結果を示し、さらにいくつかの事例を分析することによって、次のような結論を導いている。すなわち、「火葬—葬儀」の形式では葬儀当日に埋葬（埋骨・納骨）される例が多く、逆に「葬儀—火葬」の形式では35日、あるいは49日を待って埋葬（埋骨・納骨）される例が多いという。このうちの前者の例は、火葬が導入されて長期間が過ぎても、なお火葬に対して埋葬が優越していることを示しており、火葬受容以前の形式である土葬の感覚が根強く残っていると分析する。土葬における最も重要な儀礼は、いうまでもなく「埋葬」であり、その感覚が火葬導入後も残ったからこそ、葬儀の後、できるだけ速やかに埋骨（納骨）する必要性があった。だから葬儀に先立って火葬が行われたというのである。「火葬へと葬法が移行しても、基本的には以前の形式を踏襲する形で行われ、観念変化を引き起こさなかった。〈火葬〉が死体処理の一方法として、〈埋葬〉に先立つ前段階的な形式として導入されたにすぎないといえる」とする叙述が著者の見解を明確に示している。また後者の例は、火葬導入後の長い時間経過の中で、火葬自体を、土葬における「埋葬」に相当する儀礼として捉えなおすという意識変化がおこった結果を示しているとする。たとえば東京都荒川区南千住では、現在では49日目に納骨するが、かつては初7日に納骨していたといい、さらにその当時は、納骨は早い方がよいとされていたという事例を紹介し、「火葬

への移行当初は、土葬の形式を踏襲しただけであったので、埋葬が火葬に対して優越していたが、時間の流れの中で、優越性が薄くなっていることを表しているのではないかと述べ、土葬から火葬への移行後の、人々の意識変化について鋭い分析を行っている。またこのことを別の角度からも分析する。そこでは「死者の送り」という点に着目し、本来的には、死が確認されたら速やかに遺体を移動・処理する必要があったのであり、そのためにできるだけ早く埋葬しようとしたのではないかと。そして火葬が導入されることによって、埋葬が「実質的送り」ではなく「象徴的送り」になり、「実質的送り」を「火葬」に譲ったとする解釈を示している。この部分が本論文の核心ともいべき著者のオリジナルな着眼点であり、同時にきわめて斬新な視座であるといえるだろう。さらに特筆すべきは、明治以前から行われていた、いわゆる「伝統的火葬」と、明治以降普及していった「近代火葬」の質的な相違について、「伝統的火葬は宗教的意味によって行われるものであるが、近代火葬は非宗教的理由が受容理由の中心であり、そのために実質的な遺体処理として、〈火葬〉が導入されたために、従来の伝統(＝土葬形式)を壊さずに行われたということができた。〈埋葬〉への比重が伝統的火葬と近代火葬の差異として捉えることができる」とする見解を提示していることである。

第9章「近代における火葬の受容—まとめに代えて」は、まさに本論文の結論部分に相当し、全体の総括を行いながらより高位の視座から「近代火葬」について分析を試みている。まず火葬と改葬・洗骨との関係について取り上げ、種々の事例の分析から、改葬が骨化の確認のために行われているのではなく、埋葬地確保のために行われてきたことを立証する。またそのことから、火葬受容の背景に改葬・洗骨の習俗を求めるとはできないとする見解も示している。次に第8章で示してきた「伝統的火葬(近世型火葬)」と「近代型火葬」の相違をめぐる問題について、ここでは少し異なった視座から分析を行う。そこでは、これらの用語はいずれも分析概念であり、近世に行われた火葬、近代に行われた火葬という実態を示す概念ではないことを断った上で、「近代型火葬」は「それまで土葬であった地区において、合理的な考えを背景にして受け入れられた、土葬に変わる葬法」だという見解を示している。さらに葬法と祖先祭祀の関係についても触れ、「そもそも祖先祭祀とは、故人をどのように祭るかという問題である。その祭り方は盆行事をみてもわかるように地域によりさまざまである。そこに来世観が見られるのであるが、実際にわかるのは、来世観ではなく、現世を生きる人々が直接・間接の〈先祖〉という存在を確認するというものであり、そこに来世観まで見ることは出来ない」と述べている。そしてそこから火葬について、「火葬の受容は大きな意味で土葬の中に組み込まれた遺体処理の方法であったとみることができるのである。その背景として、あくまでも葬送のあり方が現世を生きる人を中心に据えられているためと考えられるのである」という結論に至っている。なお、本章において著者は、火葬により墓が作られる場合は、墓石に「先祖代々の墓」や「先祖累代の墓」などと刻まれることを示し、その背景に、火葬の場合骨を本山に納骨するという例が多く見られ、それは永遠に故人が祀られることを意味し、これは個人として

ではなく、個の存在を認めながらも「先祖」という範疇に包含されていくという特徴があるという。またこの問題との関連において、「近代型火葬」が定着した背景に、「家」制度が徹底されたことをあげているが、はたして土葬や火葬という葬法の差異や変化と、墓石の変化、特に「先祖代々の墓」の出現、および「家」制度の問題とにどれほどの相関性があるのだろうか。たとえば「先祖代々の墓」は戦後になって急激に普及するのだが、はたしてそのことと、火葬の普及とが直接に関わっているのだろうか。この点にいささか疑問が残ることをあえて付記しておきたい。

## 2. 審査結果の要旨

本論文は、基本的には、民俗学において研究の必要性はたびたび主張されながらも、これまでほとんど手付かずであった日本近代における「火葬の受容」を主テーマとし、近代以降の民俗変容の実態を分析することにより、そこから、日本人の死生観、霊魂観、他界観の解明をも目指した価値ある論考である。著者の林英一氏は、「はじめに」において、民俗学研究の意義について次のように述べる。「民俗学は民俗を研究の対象とするが、〈民俗〉として捉えられる対象の中には、研究者自身も含まれているはずである。人間、しかも生活圏を同じにする人々の生活から研究者一人が自由であることはない。対象化を試みる研究者自身もまた民俗の一人であることはいうまでもない。すると、民俗を対象化することは、自分自身を対象化することにもなる」。かつて柳田国男が提唱した「内省の学」という民俗学の基本理念にしっかりと足を置き、さらに「死」に対する際限ない恐怖と向き合う実体験の中から、自らの研究を立ち上げてきた研究者にふさわしい学問観であるといえよう。さらに著者は、「序章」において次のようにも述べる。「葬送儀礼を分析することによって、われわれの死生観および祖霊観が明らかとなるが、〈生〉が〈死〉によって強く意識されることを考えれば、葬送儀礼は人生観をも包含して成立するものということができる。葬送儀礼の研究の意味はここにある。〈死〉と向き合う〈生〉を捉えることによって、われわれの〈存在〉のあり方を問うということである」。常に人間の本性について模索し、「生」と「死」に対する探求を真摯に続けてきた研究者としてのまなざしが、本論文の随所に感じられるのは、このような研究理念に依拠して描写された論考だからなのだろう。なお著者である林英一氏には、これまでに『地藏盆—受容と展開の様式』（初芝文庫）、『民俗と内的「他者」—組織と非組織の関係』（岩田書院）、『近世の民俗的世界—濃洲山間農家の年中行事と生活』（岩田書院）の3編の単著と、30編を超す学術論文があり、いずれも高い問題意識に基づいた論考として、一定水準以上の成果をあげていることをここで付記しておきたい。

さて、本論文においてもっとも評価に値することは、明治以前に行われてきた火葬、著者の表現では「伝統的火葬（近世型火葬）」と、明治以降に受容された火葬、著者の表現では「近代型火葬」との本質的相違点を明確に示した点ではないかと思う。従来までの葬法に関する研

究では、土葬、火葬、風葬などの遺体処理方法における形式的な相違に重点がおかれ、またそれぞれの葬法の背後に見え隠れする死生観や宗教観をやや安易に持ち出すことにより、結果として表層的な分析と解釈に止まっていた観がある。さらに火葬に特化していえば、火葬は「真宗の民俗」であるとする枠組みからなかなか抜け出せず、実際に火葬を受容してきた人々の意識の内面にまで入り込んだ研究は、ほとんど皆無であったといえるだろう。その点、本論文では、土葬と火葬との比較において、儀礼の時間的流れに着目することにより、結果として新たに発見された事実が提示されている。それは具体事例として、葬儀前に火葬を行う形式と、葬儀後に火葬を行う形式とが見られ、前者では葬儀当日に埋葬（埋骨）される例が多く、後者では相当の日数を経てから埋葬（埋骨）される例が多いという事実である。そして前者の例は、火葬導入後長期間が過ぎても、なお火葬に対して埋葬が優越していることを示しているのであり、火葬受容以前の形式である土葬の感覚が根強く残っていると結論を導いている。このような理解は、最終的な到達点でもある、近代における「火葬の受容は大きな意味で土葬の中に組み込まれた遺体処理の方法であった」とし、また「その背景として、あくまでも葬送のあり方が現世を生きる人を中心に据えられているためと考えられる」という解釈に結びついてゆく。ここにおいて、これまでだれも明確に示しえなかった「日本近代における火葬の特質」が浮き彫りにされた。そしてここに、本論文の大きな意義が見出せるのであり、同時にこの点こそが、本論文が高く評価されるべき根拠であるといえるのである。さらにこのような知見は、「あとがき」において著者も触れているが、現代社会のさまざまな世相や社会現象、たとえば、近年話題となっている「散骨」や、宗教的色彩を一切排除した「自由葬」をめぐる議論、また2007年に大流行した「千の風になって」と題する歌の背後にある日本人の他界観にまで繋がってゆく。その意味で、本論文の主題である「近代の火葬」をめぐる問題の探求は、出発点における時空をはるかに超え、現代社会をめぐる諸問題にまで広がりを見せる広大な主題となって展開されているのである。

本論文の全体を通して感じられることは、膨大な量の先行研究に限なく目を通し、さらに歴史史料と民俗資料双方を駆使しながら、常に実証的に論を構築していることである。だからこそ、本論文において示された数多くの知見は、ほぼすべてにおいて説得力を有している。それは著者の豊かなフィールドワークの経験と、周辺分野にもおよびきわめて豊富な読書量、さらに日常の真摯なる研鑽の結果であるといえよう。

なお本論文においては、やや疑問に思われる点や、今後にいささか課題が残る点もないわけではない。その点についてここで提示しておきたい。まず第一に、本論文においてはさまざまな仏教思想の歴史的展開やその庶民層への広がり、またそれが葬制や墓制、あるいは死生観や他界観に与えた影響についてあまり触れられていないことである。さらに、寺院や民間宗教者が村々の葬制や墓制に対していかなる影響を与えたかについても、ほとんど取り上げられていない。特に前近代においては、人々の死生観や他界観に関して、少なからぬ仏教思想や寺院の

関与、影響があったと考えられる。この点についても今後はぜひ主たる考察の対象として取り上げてもらいたいと思う。第二に、土葬、火葬という葬法の変化と、「家」意識や「家」制度との関わり、さらに墓石の変化との相関性についてやや疑問が残ることである。先にも少し触れたが、具体的には、火葬の場合の墓石に「先祖代々の墓」や「先祖累代の墓」などと刻まれる例が多いことをあげ、その関連で、どちらかという土葬は個人を強調し、火葬になることで「家」意識が強調されるという見解が示されている点である。土葬や火葬という葬法と、「家」意識ははたしてどの程度相関性を持つのだろうか。また葬法の相違と墓制や墓石の問題、特に両墓制をめぐる問題は、どこまで密接な結びつきがあるのだろうか。今後は、日本における「家」の歴史的展開、および近世から近代、そして現代に至る、両墓制を含めた墓制と墓石の変遷に関しても、より具体的、実証的な検証を試みていただきたいと願う。このように、本論文には未解決の問題もないわけではないが、そのことが本論文の学問的価値に直接影響を与えたり、学術的水準を下げるものでは決してない。それはいうならば、さらなる高位の次元に到達するための新たな課題であるといえるだろう。

ところで、「近代火葬」に関するより普遍的な解釈を追及してゆくために、今後は異文化との比較も試みる必要があるように思う。たとえば、日本と比べて伝統的な墓制に固執し、長らく土葬を主たる葬法として守ってきたために、火葬の受容が著しく遅れていた韓国において、近年になって、特にソウルを中心とした首都圏で驚異的な速さで火葬が普及しつつあるが、その背景には人々のいかなる意識変化があるのだろうか。近代火葬をめぐる日韓比較は、本論文において示された知見をより発展させるための、格好の視座と研究方法だといえるだろう。著者による今後の検討を期待したい。

本論文は総じて、具体事例の丁寧かつ緻密で実証的な考察、さらに論理的な記述と分析、およびオリジナルな着眼点による新たな発見と、結論としての意義深い葬制をめぐる民俗文化論の展開に至るまで、豊富なフィールドワークの経験と、幅広くかつ奥深い豊かな見識に裏付けされた論考であると考えられる。よって、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断する。